

『地域包括支援センター』へ ご相談ください



地域包括支援センターは、みなさまが住み慣れたまちで安心して暮らしていくために、必要となる援助や支援を行うために設けられた、高齢者のための総合相談窓口です。

相談には保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員が連携して支援を行います。

センターには下記の4つの役割があります。

総合相談

介護や福祉、医療などに関すること、どこに相談したらよいかわからない心配事や悩みについて対応します。

介護予防ケアマネジメント

体力の低下や日常生活に支援が必要と感じる場合はご相談ください。自立して生活ができるように支援します。

包括の 役割

権利擁護

高齢者虐待、消費者被害、成年後見制度などの相談に応じ、高齢者の権利を守ります。

包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。

担当地区	名称	ところ	相談日時	電話
新川 西端	碧南社協地域 包括支援センター	へきなん福祉センター あいくる 1 階 (山神町 8-35)	月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分 (休日・年末年始を除く)	(0566) 46-3840
		西端出張所 (半崎町 5-1 2) [宮下住宅地内]	月～金曜日 9 時～16 時 (休日・年末年始を除く)	(0566) 48-3811
旭 中央	碧南東部地域 包括支援センター	ケアプランセンター ひまわり内 (鷲林町 1-117)	月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分 (休日・年末年始を除く)	(0566) 93-4585
棚尾 大浜	碧南南部地域 包括支援センター	結いの家ご縁 2 階 (弥生町 1-48)	月～金曜日 8 時 30 分～17 時 15 分 (年末年始を除く)	(0566) 46-5282

【問い合わせ先】

碧南市福祉部 高齢介護課 地域支援係

電話 (0566) 95-9890

令和7年度 地域包括支援センターの運営状況について

1 担当圏域

碧南市では、地域での住民活動が、主に町内会で構成される行政区を単位にして行われていることから、結びつきの深い新川、中央、大浜、棚尾、旭、西端の6つの地区を日常生活圏域に設定しています。担当する圏域は、日常生活圏域に基づき定めています。

碧南社協地域包括支援センター(社協)	新川・西端
碧南東部地域包括支援センター(愛生館)	中央・旭
碧南南部地域包括支援センター(碧晴会)	棚尾・大浜

(1) 人口構成

	人口	高齢者数 (65-)	高齢者 の割合	前期高齢者(65-74)		後期高齢者(75-)	
				人数	割合	人数	割合
全体							
R7.3.31	72,111	17,391	24.1	7,693	44.2	9,698	55.8
R8.3.31	71,914	17,471	24.3	7,580	43.4	9,891	56.6
社協包括(新川、西端)							
R7.3.31	23,435	5,941	25.4	2,532	42.6	3,409	57.4
R8.3.31	23,474	5,984	25.5	2,512	42	3,472	58
東部包括(中央、旭)							
R7.3.31	26,111	6,152	23.6	2,721	44.2	3,431	55.8
R8.3.31	26,531	6,153	23.2	2,657	43.2	3,496	56.8
南部包括(棚尾、大浜)							
R7.3.31	22,065	5,298	24.0	2,440	46.1	2,858	53.9
R8.3.31	21,909	5,334	24.3	2,411	45.2	2,923	54.8

(2) 認定者数 (介護保険事業状況報告より)

	要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計
R6.3.31	461	555	1016	503	464	398	387	236	1,988	3,004
R7.3.31	481	575	1056	508	481	412	403	232	2,036	3,092
R8.3.31	531	594	1125	513	469	400	381	213	1,976	3,101

*事業対象者 65名

2 職員配置

(1) 必要な職員数

包括的支援事業を適切に実施するため、地域包括支援センターには、①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を配置する必要があります。ただし、地域における人材確保の実情や養成状況等をふまえ、3職種の確保が困難等の事情がある場合、これらに準ずる者を配置することもできます。

原則	準ずる者
保健師	地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者
社会福祉士	①福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、②高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上経験のある者
主任介護支援専門員	①ケアマネジメントリーダー研修を修了し、②介護支援専門員として実務経験を有し、かつ、③介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識と能力がある者

- ・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員(準ずる者を含む)は、担当区域の第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに、それぞれ各1人を専従で配置する必要があります。
- ・センター職員は常勤を基本としますが、規模等に応じ、各職種ごとに専門職員を複数配置する場合には、一部の専門職員は非常勤でも可能です。また、常勤職員が著しく困難な場合、運営協議会の判断を得たうえで、経過的に一部を常勤換算方法により必要人数確保することもできます。また、センター職員は専従が基本ですが、小規模や専門職員を複数配置する場合には、適切な事務遂行の確保を前提に、センター業務以外を行うことができます。

(2) 配置状況

	高齢者数	保健師 又は看護師	社会福祉士	主任介護 支援専門員	合計	1人当たり 高齢者数	(再掲)介 護支援専 門員
社協包括	5,984	2	2	1	5	1,197	5
東部包括	6,153	3	1	1	5	1,231	2
南部包括	5,334	3	1	1	5	1,067	2

3 地域包括支援センター活動実績

(1) 総合相談支援業務

高齢者が地域で生活を送るためにどのような支援が必要かを把握し、保健・医療・福祉等のサービスが適切に利用できるように相談、支援を行っています。

ア 相談内容別件数

	社協包括			東部包括			南部包括			高齢介護課			合計		
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
介護・サービス関係	652	583	485	505	662	582	201	533	600						
認知症関係	56	74	70	35	22	86	21	52	113						
医療・健康関係	131	65	52	46	76	173	31	19	48						
その他	41	50	40	13	13	356	167	74	234						
合計	880	772	647	599	773	1,197	420	678	995	1,708	1,454	1,580	3,607	3,677	4,419

イ 地区別相談件数

	社協包括			東部包括			南部包括			高齢介護課			合計		
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
新川	483	385	355	0	37	0	0	4	0	287	283	274	770	709	629
西端	374	353	282	0	2	0	0	0	45	205	218	258	579	573	585
中央	8	11	1	262	338	657	1	4	3	264	257	256	535	610	917
旭	4	1	1	333	394	536	0	2	7	365	249	336	702	646	880
棚尾	2	2	0	0	0	0	109	179	196	151	111	102	262	292	298
大浜	4	2	5	0	1	2	308	488	735	370	281	304	682	772	1,046
市外	4	16	3	4	1	2	0	1	5	21	15	16	29	33	26
不明	1	2	0	0	0	0	2	0	4	45	40	34	48	42	38
合 計	880	772	647	599	773	1,197	420	678	995	1,708	1,454	1,580	3,607	3,677	4,419

ウ 相談者の状況

	社協包括			東部包括			南部包括			高齢介護課			合計		
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
本人	347	333	230	282	387	233	42	35	85	221	200	228	892	955	776
家族	268	290	223	185	194	244	149	251	275	1,007	823	778	1,609	1,558	1,520
ケアマネジャー・サービス事業者	56	32	34	40	84	205	19	43	48	329	306	402	444	465	689
医療機関	104	46	45	38	49	106	47	46	147	27	26	32	216	167	330
民生委員	30	29	18	18	20	67	41	68	88	24	5	3	113	122	176
警察・消防	0	0	2	0	0	1	0	0	0	9	20	18	9	20	21
保健所	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
近隣・地域	37	12	42	2	17	19	4	25	42	32	21	38	75	75	141
行政関係	33	23	52	34	22	313	111	206	303	55	46	72	233	297	740
その他	5	7	1	0	0	9	6	4	7	4	7	9	15	18	26
合計	880	772	647	599	773	1,197	420	678	995	1,708	1,454	1,580	3,607	3,677	4,419

エ 相談方法

	社協包括			東部包括			南部包括			高齢介護課			合計		
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
窓 口	136	175	102	73	96	105	43	69	94	1,219	1,052	988	1,471	1,392	1,289
電 話	475	380	268	236	376	767	199	356	584	464	370	507	1,374	1,482	2,126
訪 問	269	217	277	290	301	325	178	253	317	25	32	85	762	803	1,004
合 計	880	772	647	599	773	1,197	420	678	995	1,708	1,454	1,580	3,607	3,677	4,419

(2) 介護予防ケアマネジメント業務

本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、本人ができることを本人とともに発見し、主体的な活動と参加意欲を高めることを目指しています。対象者は要支援認定者と事業対象者です。

ア 地区別相談件数

	社協包括			東部包括			南部包括			合計		
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
新川	2,167	2,198	2,136	0	0	0	0	0	0	2,167	2,198	2,136
西端	1,029	1,242	1,199	0	0	0	0	0	0	1,029	1,242	1,199
中央	0	0	0	1,318	1,264	1,667	0	0	0	1,318	1,264	1,667
旭	0	0	0	1,595	1,566	1,751	0	0	0	1,595	1,566	1,751
棚尾	0	0	0	0	0	0	1,030	1,092	1,061	1,030	1,092	1,061
大浜	2	0	0	0	0	0	3,049	3,167	3,209	3,051	3,167	3,209
市外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	3,198	3,440	3,335	2,913	2,830	3,418	4,079	4,259	4,270	10,190	10,529	11,023

イ 相談詳細

	社協包括			東部包括			南部包括			合計		
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
アセスメント	238	185	205	250	181	401	162	210	226	650	576	832
担当者会議	304	260	325	256	244	364	270	235	260	830	739	949
モニタリング	1,785	2,244	2,102	2,033	2,041	929	2,772	2,863	2,746	6,590	7,148	5,777
評価	94	108	128	113	78	179	193	197	235	400	383	542
連絡調整	770	640	568	258	286	1,038	656	728	790	1,684	1,654	2,396
その他	7	3	7	3	0	507	26	26	13	36	29	527
合 計	3,198	3,440	3,335	2,913	2,830	3,418	4,079	4,259	4,270	10,190	10,529	11,023

ウ 介護予防支援件数

		社協包括			東部包括			南部包括			合計		
		5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
事業対象者	【第1号】 地域包括	323	242	280	120	112	58	166	146	142	609	500	480
	【第1号】 委 託	0	0	0	12	1	0	5	0	0	17	1	0
	【第1号】 小 計	323	242	280	132	113	58	171	146	142	626	501	480
要支援	【第1号】 地域包括	451	476	620	501	540	653	519	508	576	1,471	1,524	1,849
	【第1号】 委 託	30	1	11	72	91	51	45	43	50	147	135	112
	【第1号】 小 計	481	477	631	573	631	704	564	551	626	1,618	1,659	1,961
	【指定介護】地域包括	1,935	2,236	2,284	1,873	2,056	2,336	2,187	2,265	2,204	5,995	6,557	6,824
	【指定介護】委 託	119	119	167	320	289	277	190	243	215	629	651	659
	【指定介護】小 計	2,054	2,355	2,451	2,193	2,345	2,613	2,377	2,508	2,420	6,624	7,208	7,484
合 計		2,858	3,074	3,362	2,898	3,089	3,375	3,112	3,205	3,188	8,868	9,368	9,925

エ 介護予防サービス種別(重複有)

			社協包括			東部包括			南部包括			合計		
			5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
事業対象者	訪問型サービス	予防専門型	6	7	12	11	3	0	0	12	0	17	22	12
		家事援助型	11	12	12	21	0	0	9	3	0	41	15	12
	通所型サービス	予防専門型	112	123	131	36	45	25	100	89	103	248	257	259
		運動器中心型	132	106	136	58	63	33	65	52	39	255	221	208
		ミニデイ型	60	3	0	4	0	0	0	0	0	64	3	0
要支援	訪問型サービス	予防専門型	136	198	203	63	67	179	174	240	154	373	505	536
		家事援助型	24	62	81	150	164	189	87	112	111	261	338	381
	通所型サービス	予防専門型	468	583	664	512	613	612	726	769	829	1,706	1,965	2,105
		運動器中心型	216	304	424	543	534	480	438	453	449	1,197	1,291	1,353
		ミニデイ型	111	11	0	0	0	0	17	1	0	128	12	0
	訪問入浴		2	12	12	12	7	0	0	0	0	14	19	12
	訪問看護		185	241	309	229	262	257	314	359	383	728	862	949
	訪問リハビリ		98	64	58	42	19	70	58	51	54	198	134	182
	通所リハビリ		711	830	767	677	583	687	774	726	627	2,162	2,139	2,081
	福祉用具貸与		1,536	1,915	1,967	1,716	1,749	1,937	2,017	2,086	2,131	5,269	5,750	6,035
	短期入所生活		8	21	28	1	3	4	0	1	1	9	25	33
	短期入所療養		16	6	14	4	9	7	2	0	0	22	15	21
	福祉用具購入		9	9	5	22	13	28	22	46	37	53	68	70
	住宅改修		28	11	5	20	16	25	27	34	38	75	61	68

参考:相談者の認定区分(介護予防ケアマネジメント延べ相談件数)

	社協包括	東部包括	南部包括
事業対象者	201	76	167
要支援1	1,189	1,244	1,738
要支援2	1,945	2,098	2,365

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう地域の様々な関係機関が連携して、個々の高齢者の状況に応じて包括的かつ継続的にかかわり支援することが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行っています。

ア 相談事例の世帯区分

	社協包括			東部包括			南部包括			合計		
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
独居	1	2	4	25	36	30	0	13	12	26	51	46
高齢者	0	7	2	12	19	29	0	11	0	12	37	31
その他	2	4	10	7	1	8	25	6	3	34	11	21
合計	3	13	16	44	56	67	25	30	15	72	99	98

イ 相談方法

	社協包括			東部包括			南部包括			合計		
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
窓 口	0	1	0	9	3	30	9	15	2	18	19	32
電 話	1	5	8	25	38	29	12	4	11	38	47	48
訪 問	2	7	8	10	15	8	4	11	2	16	33	18
合 計	3	13	16	44	56	67	25	30	15	72	99	98

ウ 相談内容

	社協包括			東部包括			南部包括			合計		
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
支援困難事例を抱えるケアマネへの対応	3	12	16	42	56	67	21	21	15	66	89	98
支援困難事例以外のケアマネへの対応	0	1	0	0	0	0	4	9	0	1	5	0
その他	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0
合 計	3	13	16	44	56	67	25	30	15	69	94	98

(4) 権利擁護業務

高齢者が地域社会で生活して困難な状況になったとき、引き続き地域での生活を維持し、安心して生活を送れるよう、高齢者の権利を守るため専門的・継続的な視点から支援を行っています。

ア 高齢者虐待の相談状況

	社協包括			東部包括			南部包括			合計		
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
相談実人数	10	12	12	9	7	14	9	12	16	28	31	42
虐待と判断した人数	7	10	11	8	7	11	8	11	13	23	28	35

イ その他の相談件数(延べ件数)

	社協包括			東部包括			南部包括			合計		
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度
成年後見関係	3	8	0	4	47	0	5	2	1	12	57	1
消費者被害関係	0	0	1	32	5	1	0	0	0	32	5	2

(5) 地域ケア会議

(個別地域ケア会議)

	5年度	6年度	7年度
社協包括	9	10	8
東部包括	13	7	3
南部包括	12	10	6
高齢介護課	0	0	0
合計	34	27	17

(6)介護予防事業

ア ふれあいいきいきサロン

	5年度		6年度		7年度	
テーマ	介護予防(フレイル) 成年後見制度		介護予防(フレイル) 悪徳商法		介護予防(フレイル) と健康づくり 消費者被害	
社協包括	2会場	69名	2会場	75名	2会場	76名
東部包括	2会場	65名	2会場	66名	2会場	76名
南部包括	2会場	30名	2会場	33名	2会場	37名

イ 介護予防教室(令和7年度の実施内容)

	内容
社協包括	フレイル予防講座7回、にしばたまちの相談室2回、にしばサロン12回、～血管年齢測定会～循環器病予防講座1回、骨密度・健康測定会1回、認知症家族のおしゃべり会1回
東部包括	サロン5回
南部包括	シニアのための体操教室5回、健康麻雀教室48回

ウ 老人クラブ巡回相談

老人クラブの茶話会等に地域包括支援センターが参加することで、顔の見える関係づくりを行うと共に、支援が必要な高齢者の情報を収集し、早期対応ができる体制を整え、地域資源や地域課題の収集を行う。

	5年度		6年度		7年度	
社協包括	7回	95名	13回	128名	12回	77名
東部包括	9回	109名	9回	108名	0回	0名
南部包括	9回	92名	11回	132名	7回	57名

エ 認知症に関する取組

(ア) 認知症地域支援推進員の配置 各包括 1名配置

目指す姿(スローガン):認知症になっても安心して暮らせる碧南市
「認知症であることを本人、家族が気軽に言うことができ、「大丈夫だよ」と受けとめて地域で支え合うことができる」

(イ) 認知症高齢者声かけ訓練の開催

- ・令和7年度 旭地区 認知症サポーター養成講座 + 寸劇による声のかけ方講座(10月30日)
- ・令和6年度 新川地区 認知症サポーター養成講座 + 寸劇による声のかけ方講座(10月30日)
- 出前講座 寸劇による声のかけ方講座(2月28日)
- ・令和5年度 大浜中地区+オレンジファミリー碧 合同声かけ訓練(3月2日)で実施。

(7) 地域包括支援センター周知

	5年度	6年度	7年度
市民病院看護フェスティバル	3回参加	2回参加	2回参加
出前講座	社協 0件 東部 0件 南部 1件	社協 1件 東部 0件 南部 2件	社協 1件 東部 0件 南部 0件
見守りに関する協定締結事業者等への啓発活動	社協 18件 東部 25件 南部 28件	社協 9件 東部 11件 南部 23件	社協 16件 東部 13件 南部 30件

4 介護予防支援業務委託状況

	事業所	社協包括	東部包括	南部包括	合計
1	居宅介護支援事業所結いの家ご縁	8	12	101	121
2	ケアプランセンターひまわり	0	138	6	144
3	居宅介護支援事業所サンプラトー	42	34	104	180
4	JAあいち中央ケアプランセンター	32	10	20	62
5	ひなた居宅介護支援事業所	0	23	9	32
6	居宅介護支援事業所よろずや	2	0	0	2
7	碧南市居宅介護支援事業所	0	0	0	0
8	碧南市みどり居宅介護支援事業所	72	64	0	136
9	パートナーケア高浜	0	0	0	0
10	クローバーケアプランセンター	0	0	0	0
11	ケアプランひびき	0	24	0	24
12	居宅介護支援事業所えざか福祉かふえ	7	15	3	25
13	すみれ介護	0	0	12	12
14	居宅介護支援事業所 豊心	0	0	0	0
15	ケアプラン彩心	0	8	5	13
16	ケアプランライフ	15	0	5	20
17	ケアプランひとみ	0	0	0	0
18	ケアプランわっぱ	0	0	0	0
合計		178	328	265	771

5 生活支援体制整備事業の取組

生活支援体制の充実及び高齢者の社会参加を推進するための取り組みを生活支援コーディネーターと協働して企画、運営するため、担当者を地区毎に1名配置。

(1) 協議体(小地域での話し合い等)

地域全体で開催する地域福祉推進会議(各1回)、地域でのイベントを含む。

地 区	回 数	参 加 者	内 容
新川	16	おかえり運動協力者、民生児童委員、小中学校、地域住民等	地域の見守りについて 下校時「おかえり運動」 「おかえり運動」の周知(缶バッチ・たすきの作成) 「入学・卒業おめでとう運動」
西端	45	西端ふくし応援団、西端ふくし見守り隊、地区役員、民生児童委員、老人クラブ、小中学校、介護サービス事業所、地域住民等	「地域での見守りに関する検討会」 「西端移動支援ボランティア」に関する協議 「西端ふくし応援団」 「西端ふくし見守り隊」 「カフェちやのま」 「にしばたサロン」
中央	24	道場山福祉の会、天王地区福祉協議会、中山福祉の会、民生委員、地域住民、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等	「道場山福祉の会」 「天王地区福祉協議会」 「中山福祉の会」 多世代交流について 地区防災について
旭	11	わくわく驚塚もりあげ隊、日進みらいの会、民生児童委員、公民館、地域住民、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等	多世代交流について 「旭地区ウォークラリー」
棚尾	39	棚尾まちおこしの会、棚尾自主防災会、民生児童委員、公民館、地域住民、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、介護予防サポーター等	地域住民にて作られている「棚尾まちおこしの会」に参加 「棚尾自主防災を考える会」 「にぎあい部会会議」 「棚尾地域お助け隊検討会 移動支援について」

地 区	回 数	参 加 者	内 容
大浜	13	民生児童委員、防災ボランティア、地域住民、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等	地域の繋がり、防災について 「大浜地区まなぼうさい」 多世代交流について
全体	1	福祉課、社会福祉協議会、地域包括支援センター、高齢介護課	地域福祉推進会議フォーラム

6 その他

(1) 地域包括支援センターだよりの発行

地域包括支援センターの啓発を目的に介護サービス事業者向けとして年1回発行

(2) 関係機関との会議、打ち合わせ

地域包括ケア会議 3回

地域包括支援センター連絡会議 12回

地域包括支援センター代表者会議 6回

自立支援型カンファレンス 24回

地区民生委員協議会 毎月1回

医療介護連携推進委員会 3回

へきなん災害時介護支援ネット防災訓練 1回

碧南社協地域包括支援センターサービス区分資金収支計算書

(自) 令和 7年 4月 1日 (至) 令和 8年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	経常経費補助金収入	1,000	22,000	-21,000	
	県補助金収入	1,000	22,000	-21,000	
	県補助金収入	1,000	22,000	-21,000	県補助金
	介護保険事業収入	62,553,000	48,600,795	13,952,205	
	居宅介護料収入(介護報酬収入)	13,147,000	14,958,006	-1,811,006	介護報酬収入
	介護予防報酬収入	13,147,000	14,958,006	-1,811,006	
	その他の事業収入	49,406,000	33,642,789	15,763,211	
	補助金事業収入	20,000	2,000	18,000	住宅改修支援補助金
	受託事業収入	49,386,000	33,640,789	15,745,211	事業受託金収入
	受取利息配当金収入	1,000	36,227	-35,227	
	受取利息配当金収入	1,000	36,227	-35,227	預金利息
	事業活動収入計(1)	62,555,000	48,659,022	13,895,978	
	支出				
	人件費支出	53,864,000	42,948,050	10,915,950	正規5名、臨時職員2名
	職員給料支出	29,127,000	22,099,901	7,027,099	
	職員賞与支出	9,075,000	7,997,771	1,077,229	
	非常勤職員給与支出	6,138,000	5,931,603	206,397	
	退職給付支出	1,092,000	855,000	237,000	
	福祉医療機構	1,092,000	855,000	237,000	
	法定福利費支出	8,432,000	6,063,775	2,368,225	
	事業費支出	3,543,000	2,367,139	1,175,861	
	諸謝金	79,000	6,500	72,500	勉強会・ケア会議講師謝礼
	保健衛生費支出	10,000		10,000	
	水道光熱費支出	408,000	268,244	139,756	電気料・上下水道料(西端用)
	消耗器具備品費支出	578,000	36,905	541,095	事業消耗費、冊子作成 他
	保険料支出	347,000	311,686	35,314	自動車任意・自賠責保険 支援事業者賠償責任保険
	賃借料支出	1,586,000	1,434,198	151,802	介護支援ソフト、パソコンリース料 印刷機リース料
	車輦費支出	535,000	309,606	225,394	車検費用、車輦燃料費
	事務費支出	4,813,000	3,064,833	1,748,167	
	福利厚生費支出	198,000	152,313	45,687	互助会費、健康診断費
	旅費交通費支出	16,000	3,220	12,780	県内旅費
	研修研究費支出	381,000	84,660	296,340	県内研修旅費、参加負担金
	事務消耗品費支出	413,000	300,619	112,381	事務消耗費 コピー用紙 他
	印刷製本費支出	240,000	60,300	179,700	コピー料、印刷機インク代
	修繕費支出	420,000	90,845	329,155	車輦修繕費
	通信運搬費支出	524,000	407,553	116,447	郵送料・電話料
	業務委託費支出	1,501,000	1,119,617	381,383	介護予防ケアマネ委託料、包括撤去費用
	租税公課支出	15,000	9,900	5,100	印紙税・車両重量税
	保守料支出	1,008,000	766,606	241,394	介護支援システム保守料
	諸会費支出	52,000	36,200	15,800	県社協在宅介護支援センター会費 他
	雑支出	45,000	33,000	12,000	損害賠償事故免責分
	事業活動支出計(2)	62,220,000	48,380,022	13,839,978	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	335,000	279,000	56,000	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)				
	支出				
	施設整備等支出計(5)				
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)				
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動収入計(7)				
	積立資産支出	335,000	279,000	56,000	
	退職給付引当資産支出	335,000	279,000	56,000	県退職共済
	その他の活動支出計(8)	335,000	279,000	56,000	
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-335,000	-279,000	-56,000	
予備費支出(10)			—		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)					
前期末支払資金残高(12)					
当期末支払資金残高(11)+(12)					

令和7年度資金収支計算書
(自) 令和7年4月1日 (至) 令和8年3月31日

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
収入	0165 介護保険事業収入	48,331,000	48,957,384	-626,384		
	0171 居宅介護支援介護料収入	12,931,000	12,367,179	563,821		
	8162 介護予防支援介護料収入	12,931,000	12,367,179	563,821	介護保険収入284件/月 1件あたり54,000円	
	0274 介護予防・日常生活支援総合事業収入	2,400,000	3,586,205	-1,186,205		
	8137 事業費収入	2,400,000	3,586,205	-1,186,205		
	0173 その他の事業収入	33,000,000	33,004,000	-4,000		
	8181 補助金事業収入(公費)		4,000	-4,000		
	8183 受託事業収入(公費)	33,000,000	33,000,000		センター運営業務委託料	
	0199 経常経費寄附金収入		20,000	-20,000		
	8531 経常経費寄附金収入		20,000	-20,000		
	0201 その他の収入	10,000	68,000	-58,000		
	8613 雑収入	10,000	68,000	-58,000		
	事業活動収入計(1)	48,341,000	49,045,384	-704,384		
	支出	0129 人件費支出	35,592,000	35,839,065	-247,065	
		7112 職員給料支出	21,600,000	22,752,355	-1,152,355	常勤5名
		7113 職員賞与支出	6,000,000	5,410,029	589,971	常勤5名
		7114 非常勤職員給与支出	2,350,000	1,140,589	1,209,411	非常勤3名(常勤換算1.0)
		7116 退職給付支出	1,610,000	1,592,332	17,668	確定拠出年金分
		7117 法定福利費支出	4,032,000	4,943,760	-911,760	
0130 事業費支出		2,820,000	1,338,565	1,481,435		
7215 保健衛生費支出		12,000	10,595	1,405	消毒・マスク等衛生用品	
7218 教養娯楽費支出			12,780	-12,780		
7223 水道光熱費支出		163,000	127,617	35,383	電気・水道料金	
7225 消耗器具備品費支出		5,000	40,467	-35,467		
7226 保険料支出		192,000	170,255	21,745	車両保険・施設賠償責任保険・火災保険	
7227 賃借料支出		2,214,000	815,760	1,398,240	車両リース4台	
7232 車輛費支出		234,000	161,091	72,909	車両ガソリン代	
0131 事務費支出		4,388,000	4,214,554	173,446		
7311 福利厚生費支出		141,000	93,529	47,471	従業員健診代・厚生委員会費	
7312 職員被服費支出		38,000	88,000	-50,000	従業員制服代	
7313 旅費交通費支出			100	-100		
7314 研修研究費支出		150,000	140,914	9,086	従業員研修費	
7315 事務消耗品費支出		560,000	387,195	172,805	コピー用紙・その他事務用品	
7316 印刷製本費支出		6,000		6,000		
7319 修繕費支出			312,477	-312,477		
7321 通信運搬費支出		505,000	462,704	42,296	電話料・タブレット通信料・郵便代	
7322 会議費支出		12,000	693	11,307		
7323 広報費支出			21,945	-21,945		
7324 業務委託費支出		1,630,000	1,591,525	38,475	税理士顧問契約・社労士アウトソーシング 契約按分 介護予防ケアマネ委託料	
7325 手数料支出		12,000	27,925	-15,925	振込手数料等	
7328 土地・建物賃借料支出		1,008,000	1,003,200	4,800	土地賃借料 月額84,000円	
7329 租税公課支出		10,000		10,000	印紙代等	
7331 保守料支出		100,000	79,347	20,653	コピー機保守料	
7333 諸会費支出		26,000		26,000		
7335 雑支出		190,000	5,000	185,000	挨拶回り手土産代他・サロン備品津	
0137 支払利息支出		48,000	44,935	3,065		
7441 支払利息支出		48,000	44,935	3,065	西尾信用金庫借入金返済利息(按分)	
事業活動支出計(2)		42,848,000	41,437,119	1,410,881		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		5,493,000	7,608,265	-2,115,265		
施設整備等による収支		収入				
		施設整備等収入計(4)				
		支出				
		0143 設備資金借入金元金償還支出	1,128,000	1,119,888	8,112	
	7511 設備資金借入金元金償還支出	1,128,000	1,119,888	8,112	西尾信用金庫借入金元金返済(按分)	
	0144 固定資産取得支出	420,000	375,320	44,680		
	7524 器具及び備品取得支出	420,000	375,320	44,680		
施設整備等支出計(5)	1,548,000	1,495,208	52,792			
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-1,548,000	-1,495,208	-52,792			
その他の活動による収支	収入					
	その他の活動による収入計(7)					
	支出					
	その他の活動支出計(8)					
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)					
予備費支出(10)		500,000	—	500,000		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		3,445,000	6,113,057	-2,668,057		
前期末支払資金残高(12)		-795,000	-437,167	-357,833		
当期末支払資金残高(11)+(12)		2,650,000	5,675,890	-3,025,890		

令和 7 年 度 資 金 収 支 計 算 書

(自)令和 7 年 4 月 1 日 (至)令和8年3月31日

(単位:円)

勘 定 科 目		R7予算額	R 7 決算額	増 減	備 考	
収入	0165 介護保険事業収入	48,427,000	48,420,679	-6,321		
	0171 居宅介護支援介護料収入	15,027,000	15,026,233	-767		
	8162 介護予防支援介護料収入	15,027,000	15,026,233	-767	介護保険収入260件→260件予想)	
	0173 その他の事業収入	33,400,000	33,394,446	-5,554		
	8181 補助金収入(公費)	200,000	194,446	-5,554		
	8183 受託事業収入(公費)	33,200,000	33,200,000	0	市事業委託費(機能強化型) 550*5人+300事務+事業費等	
	0201 その他の収入	62,600	61,800	-800	受入研修費収入、講師料等	
	事業活動収入計(1)	48,489,600	48,482,479	-7,121		
事業活動による収支	支出	0129 人件費支出	36,986,000	36,485,454	-500,546	
		7112 職員給料支出	16,300,000	16,022,334	-277,666	正職4名(主任C1、保健師2、社士1)
		7113 職員賞与支出	6,560,000	6,554,500	-5,500	正職4名(主任C1、保健師2、社士1)
		7114 非常勤職員給与支出	9,200,000	9,044,660	-155,340	非常勤5名(常勤換算2.45→3.0)内保健師1相当配属
		7116 退職給付支出	126,000	126,000	0	
		7117 法定福利費支出	4,800,000	4,737,960	-62,040	
		0130 事業費支出	1,158,000	1,015,968	-142,032	
		7215 保健衛生費支出	78,000	72,484	-5,516	電気、水道等
		7218 教養娯楽費支出	250,000	219,622	-30,378	サロン備品代 他
		7219 日用品費支出	238,000	218,725	-19,275	生活消耗品 他
		7223 水道光熱費支出	65,000	59,599	-5,401	電気、水道等
		7225 消耗器具備品費支出	140,000	61,322	-78,678	啓発冊子代 他
		7226 保険料支出	25,000	24,310	-690	火災保険、賠償責任保険
		7227 賃借料支出	24,000	22,420	-1,580	ダスキン等
		7232 車輛費支出	338,000	337,486	-514	自動車車検、ガソリン代等
		0131 事務費支出	6,802,000	6,355,803	-446,197	
		7311 福利厚生費支出	150,000	78,708	-71,292	健康診断、親睦会支出
		7313 旅費交通費支出	170,000	38,570	-131,430	研修交通費 他
		7314 研修研究費支出	80,000	38,000	-42,000	
		7315 事務消耗品費支出	145,000	144,263	-737	コピー用紙、事務消耗品 他
	7316 印刷製本費支出	37,000	31,086	-5,914	名刺、パンフレット 他	
	7317 水光熱費支出	600,000	519,613	-80,387		
	7319 修繕費支出	185,000	184,010	-990	備品修理費用 他	
	7321 通信運搬費支出	650,000	619,046	-30,954	郵送料、電話FAX費用	
	7324 業務委託費支出	1,400,000	1,365,881	-34,119	介護予防ケアマネ委託費(20件/月)会計委託費等	
	7325 手数料支出	10,000	7,480	-2,520	振込手数料 他	
	7326 保険料支出	430,000	421,280	-8,720	車保険 他	
	7327 賃借料支出	950,000	942,120	-7,880	車両4台、(4.1万/月)ソフトウェア使用料(3.7万/月)計上	
	7328 土地・建物賃借料支出	1,644,000	1,644,000	0	賃貸駐車場利用料(6.1万/月)、建物設備使用料(7.7万円/月)計上	
	7329 租税公課支出	28,000	26,400	-1,600	印紙代、車両重量税 他	
	7331 保守料支出	306,000	291,206	-14,794	コピー機保守印刷料、電気環境保守代 他	
	7332 渉外費支出	5,000	4,140	-860		
	7335 雑支出	2,000	0	-2,000		
	7120 募集採用費	10,000	0	-10,000		
	0138 その他の支出	150,000	4,750	-145,250		
	事業活動支出計(2)		45,096,000	43,861,975	-1,234,025	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		3,393,600	4,620,504	1,226,904	
	備整備等収入支出		0	0		
		0144 固定資産取得支出	500,000	498,300	-1,700	パソコン3台
		設備整備等収支差額(4)	-500,000	-498,300	1,700	
退職給付引当資産取崩収入(5)		126,000	126,000			
退職給付引当資金支出(6)		655,000	655,000	0	R8年度分 退職給付引当金	
サービス区分間繰入金支出(7)		0	0			
予備費支出(8)		150,000	0	-150,000		
当期資金収支差額合計(9)=(3)+(4)+(5)-(6)-(7)-(8)		2,214,600	3,593,204	1,378,604		
前期末資金収支残高(10)		2,275,722	2,275,722	0		
当期末資金収支残高(11)=(9)+(10)		4,490,322	5,868,926	1,378,604		

令和 8 年度 碧南社協地域包括支援センター事業計画

I 基本方針

碧南社協地域包括支援センターは高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を碧南市の「令和 8 年度地域包括支援センター運営方針」に基づき実施します。

II 総合的な活動方針

地域に暮らす高齢者が、住み慣れた環境で自分らしい自立した生活を継続することができるよう一人ひとりの状況に合わせた適切な支援につなげます

令和 8 年度取り組む重点課題と目標

1 包括的・継続的ケアマネジメント支援の実践

<課題>

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すために、地域の介護支援専門員が多職種による連携を実施できる体制作りが必要である。

<目標>

- ・個別地域ケア会議、自立支援型カンファレンス、情報交換会など通じて医療・介護・福祉の関係機関、地域と顔の見える関係づくりを進め、地域全体で利用者を支える体制を構築する。
- ・重層的支援体制整備事業との連携より地域住民の複雑化・複合化した課題への対応を行っていく。

<取組スケジュール>

- ・居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との情報交換会の開催
- ・自立支援カンファレンスにて多職種連携の理解を深め、支援方法の幅を広げていく
- ・個別地域ケア会議の開催

2. 地域の高齢者の自発的な介護予防への取り組みと社会参加を促す地域づくり

<課題>

・西端地区は高齢化率が高く、運動機能や認知機能低下の要介護リスク者が多い地域である。一方で要介護認定率は低く、健康教室等への参加意欲が高いという側面もあり、ニーズにあった社会資源の充足や活用につなぐ支援が必要。

・新川地区は後期高齢者、独居世帯が多く、介護認定率が増加傾向にある地域である。健診未受診者も多いことから、実態把握と定期健診や介護予防に取り組む動機づけの支援が必要。また高齢者世帯が住み慣れた地域で暮らせるよう地域住民への理解促進や支援体制の構築が必要。

<目標>

・地域住民や地域の関係機関へ認知症に関する理解促進に努め、高齢者が気軽に集える場の充足や、高齢者が生きがいをもち社会参加しやすい地域づくりを目指す。

・高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施等と連携した介護予防教室、サロン等の開催や地域の社会資源の活用につなぐことにより、高齢期の生活機能の低下を予防し、高齢者の自発的な介護予防の取り組みを支援する。

<取組スケジュール>

・フレイル予防講座（講座後の社会資源へのつなぎ）

・にしばたサロン等の集いの場の充実と周知活用の促進

・認知症講座・認知症サポーター養成講座、声掛け訓練等の開催により、認知症に関する理解の促進と地域の支援体制の構築を図る。

・まちの相談室

・高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施との連携

・西端地区（さくら会）、新川地区（みなわ会）の遊友の会運営

Ⅲ 事業内容

1 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

将来、介護が必要となる可能性が高い虚弱な高齢者を把握し、必要なサービスを提供することで、介護予防の効果を発揮できるよう努めます。また、利用者の意欲に働きかけ、本人の持つ能力を引き出す支援を行うことができるよう努めます。

ア 実態把握

医療機関や民生委員、居宅介護支援事業所等の介護保険事業者など様々な機関や関係者と連携しながら支援を必要とする高齢者を把握します。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業において支援を必要とする高齢者に対して適切な支援を行います。

イ 総合相談業務

高齢者の総合相談の窓口として様々な相談に応じ、必要な方策の検討とそれに基づく速やかな初期対応を行い、必要かつ適切な保健、医療、福祉サービス及び重層的支援体制整備事業につなげます。また、介護離職を防ぐため家族介護者の視点を活かした支援に取り組みます。

ウ ネットワーク構築

総合相談、地域ケア会議等を通じて、支援が必要と判断された高齢者を支援するため既存のネットワークを活用するとともに新たなネットワーク構築に取り組みます。

(ア) 窓口相談

あいくる内 月～金曜日 8時30分～17時15分

西端出張所 月～金曜日 9時～16時

(イ) 電話相談

あいくる内 月～金曜日 8時30分～17時15分

西端出張所 月～金曜日 9時～16時

(ウ) 訪問による実態把握

必要に応じて実施

(2) 権利擁護業務

ア 高齢者虐待の予防活動

保健、医療、福祉、介護関係者及び地域住民等に対し高齢者虐待の実態、通報義務等の対応など啓発活動に努めます。

イ 高齢者虐待の早期発見、早期介入

虐待の通報や相談に対し速やかに事実確認を行い、高齢介護課、関係機関と連携を図り、早期発見、早期介入に努めます。またチームアプローチにより、虐待の予防・再発防止のための取り組みを実施します。緊急的な対応が必要と判断される場合には高齢介護課等と連携しながら支援を行います。

ウ 成年後見制度等の利用支援等

契約や預金等の資産管理、身上監護の相談に対し適切な支援を行います。また成年後見支援センター等の利用についての助言や日常生活自立支援事業等、権利擁護を推進するための既存の制度も含めた周知、啓発に努めます。

エ 消費者被害への相談支援

一人暮らし高齢者や高齢者世帯等を狙った消費者被害から高齢者を守るため、民生委員、地域住民、居宅介護支援事業所、介護サービス事業者等日頃から高齢者と接する関係者からの情報収集、被害防止のための啓発活動に努めます。また消費者センター、弁護士会等の関係機関と連携を図り被害の未然防止、問題の解決にあたります。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

高齢者の心身の状況等の変化に応じた適切な支援を行うため、医療機関を含めた多職種協働による連携体制の構築に努めます。また、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図り、高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントに取り組みます。これらの取り組みにおいては碧南市介護サービス機関連絡協議会、在宅医療サポートセンターと連携し推進します。

イ 介護支援専門員に対する支援

(ア) 日常的個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務に関し、専門的見地から個別指導や相談支援を行います。

(イ) 事例検討会、研修会の実施

介護支援専門員全体のスキルアップを図るため、碧南市介護サービス機関連絡協議会や高齢介護課と連携し、事例検討会や研修会を実施します。

(ウ) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難なケースについては、主任介護支援専門員が具体的な支援方針を検討しながら助言等を行います。

(エ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

碧南市介護サービス機関連絡協議会と連携し、地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設定する等、ネットワークの構築を図り活用します。また、地域の主任介護支援専門員とのネットワークを構築し、介護支援専門員により適切な支援を行えるよう取り組みます。

(オ) ケアプラン点検との連携

介護支援専門員が利用者の自立支援に資するケアプランを作成できるよう、高齢介護課が行うケアプラン点検と連携して、介護支援専門員等の資質向上を支援します。

(カ) 介護予防サービス計画の検証

必要に応じて介護支援専門員が行う介護予防サービス計画の実態状況に関する情報の提供を求め、検証を行います。

(4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業 要支援認定者を除く）

基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状態等に応じて高齢者自身が自らの選択に基づき、適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行います。また、高齢者自身が自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防や健康の維持・増進に向けた取り組みを行えるように支援します。

2 介護予防の推進

(1) 介護予防教室、サロン等の開催

社会参加や介護予防への取り組みにより生きがいを感じ自立した生活を送ることができるよう介護予防に関する教室やサロンを担当地域の実情に応じて開催します。

ア 介護予防教室

イ にしばたサロン

(2) 遊友の会の運営

高齢介護課が地域介護予防活動支援事業として実施する「遊友の会」を運営します。

ア みなわ会

イ さくら会

(3) 自立支援型カンファレンス

高齢介護課地域支援係と連携し自立支援型カンファレンスを運営し地域の支援者の自立支援・重度化防止の意識向上を目指します。

(4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施との連携

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業で行う糖尿病性腎症重症化予防、生活習慣病重症化予防、身体的フレイル対策、健康状態不明者対策等のハイリスクアプローチに高齢介護課と連携して個別支援に取り組んでいきます。

3 地域包括ケアシステム推進体制の構築

(1) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

地域における包括的な支援体制を推進するため、地域包括支援ネットワークを構築し高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備を図るよう努めます。

(2) 地域ケア会議

個別地域ケア会議の開催や自立支援型カンファレンス等により多職種による専門的視点を交え、個別の支援困難事例の課題解決を図り、個別ケースの課題分析等を通じて地域における課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりに取り組みます。

また、地域に必要な取り組みを明らかにし、政策形成につなげることを目的とした「地域包括ケア会議」に参加するなど地域ケア会議の推進・充実に努めます。

(3) 在宅医療と介護の連携強化

在宅医療・介護ニーズが高い高齢者や認知症高齢者の増加に対応するため、更なる医療と介護の連携強化に努めます。

在宅医療サポートセンターと連携し在宅医療の現状、課題を把握し適切な支援体制を検討します。

(4) 認知症高齢者地域支援体制の構築

ア 認知症ケアパスの普及・啓発

市民、介護事業者、医療従事者への認知症ケアパスの普及・啓発に努めます。

イ 認知症地域支援推進員の配置と認知症初期集中支援チームとの連携

認知症地域支援推進員を1名配置し、認知症初期集中支援チームと連携し、ケアの向上に取り組めます。また、認知症やその家族が気軽に相談できる体制づくりに取り組みます。

ウ 認知症高齢者声かけ訓練の実施

地域における見守り体制の構築と、地域住民の認知症への理解を促進するため、認知症初期集中支援チームと連携し認知症高齢者声かけ訓練実施に努めます。

(5) 生活支援体制整備事業の実施

日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図るため協議体の設置を通じ高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングにより多様な主体による生活支援の充実に取り組みます。

また、地域福祉を推進するため地域福祉推進会議に参加します。

取り組みの中で把握した社会資源や生活課題を整理し地域資源の開発やそのネットワーク化につなげます。

(6) 災害時の介護サービスの提供支援

大規模災害時のサービス利用者の安否確認及び必要な介護サービスの提供について碧南市介護サービス機関連絡協議会と連携してその体制の構築に取り組みます。また、利用者の個別避難計画策定に協力し、平常時の防災教育に取り組むとともに、業務継続計画（BCP）の定期的な見直しや訓練により、災害時への備えに取り組みます。

4 指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適当な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画の作成、関係機関との連絡調整を行います。また適切なモニタリングや評価を行い、インフォーマルサービスを含めた効果的なサービス利用への支援を行います。

また、指定介護予防の一部を居宅介護支援事業所に委託する場合には、委託先の事業所を公平中立に選定することとし、適切な業務が行われるよう担当介護支援専門員に対し助言、指導等を行います。

主任介護支援専門員は、ケース担当者の自立支援に向けた適切な介護予防ケアマネジメントが遂行できる体制をとります。

5 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業（要支援認定者に限る。））

要支援者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状態に応じて高齢者自身が自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

6 地域包括支援センター、介護予防に関する啓発活動

地域包括支援センターの利用促進及び適切な介護サービスの利用等の普及啓発活動

を行います。同時に業務についての理解と協力を深めるため、パンフレットや広報紙などを作成し、関係機関への配布等を行い、地域住民及び関係者へ積極的に広報活動を行います。

7 関係機関との連絡調整会議

碧南市や碧南東部地域包括支援センター、碧南南部包括支援センターと情報交換等を定期的に行い、職員間の連携を強化します。

- (1) 地域包括支援センター連絡会議への参加
- (2) 地域包括支援センターの職種別打ち合わせ会への参加
- (3) 地域包括ケア会議への参加
- (4) 地域包括支援センター代表者連絡会への参加

8 地域包括支援センター職員のスキルアップ

愛知県社会福祉協議会や碧南市介護サービス機関連絡協議会等の関係機関の主催する研修会等へ積極的に参加しスキルアップを図ります。また、市が提示する自己評価を利用し振り返りを行います。

9 その他

- (1) 個人情報に関する法令、その他の規範を遵守し、個人情報の保護に努めます。また、個人情報の利用目的を特定し、持ち出し時の管理も含め、公正かつ適切に取り扱い、責任者を配置します。
- (2) 苦情相談対応窓口を設置する等の体制整備を行い、苦情の際には速やかに必要に応じた対応を行います。また、高齢介護課に情報提供し関係機関との連携を図ります。

令和 8 年度 碧南東部地域包括支援センター事業計画

I 基本方針

碧南東部地域包括支援センターは高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を碧南市の「令和 8 年度地域包括支援センター運営方針」に基づき実施します。

II 総合的な活動方針

地域に暮らす高齢者が、住み慣れた環境で自分らしい生活を継続することができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切な支援につなぎます。

令和 8 年度取り組む重点課題と目標

1. 相談業務の充実と支援体制の構築

<課題>

担当圏域である東部地域は、県営住宅等があり、身寄りのない一人暮らしの高齢者等の割合が比較的多い地域です。また認知症、精神疾患があることで、支援が困難になって、総合相談につながるケースが増えてきています。

<目標>

複合的な課題を抱えたケースの支援体制を構築するために、センターだけでなく、多様な機関や多職種との連携強化に努め、幅広く相談に対応できるようにします

<取組スケジュール>

- 1) 個別の事情や地域の抱える課題に着目し、複合的な課題に対して、多角的な視点から適切な窓口や社会資源に繋げられるように必要な相談伴走支援を行うとともに 関係機関との連携を深めます
- 2) ケース検討会を定期的に開催して、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員が、それぞれの専門性を生かした「チームアプローチ」を実践します。
- 3) 多様なケースに対して対応できるように職員の専門性、対応能力の向上を図ります。そのために、職種及び経験年数等を踏まえた研修計画を作成し

実践を通して、職員の資質向上に努めます

2. 介護予防の推進について

<課題>

中央地区では一人暮らしの人が多く、旭地区では、フレイルありの割合が多いとされている。こうした中で、高齢者が社会参加の機会や役割、生きがいを持って生活を送れるよう働きかけていく必要があります。

<目標>

「人生 100 年時代、元気と健康で生きる」ことを目標に、生活習慣病予防やフレイル予防服薬管理等について健康意識を高めるサロンの開催、参加する場所の積極的な提案を実施していきます。

<取組スケジュール>

1) 高齢者という呼び名に抵抗がある方が多いので、サロンの名称を「**ほっとサロン**」とします。参加しやすいように年間スケジュールを立てて、事前申し込み制を取ります。母体が病院を活かして服薬の知識・高血圧や糖尿病等の講座を主に開催します。6 回/年

2) 介護予防手帳の配布及び評価を実施します。

中央、旭地区の高齢者が参加できる場所の案内を作成し配布します。

III 事業内容

包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

将来、介護が必要となる可能性が高い虚弱な高齢者を把握し、必要なサービスを提供することで、介護予防の効果が発揮できるように努めます。また、利用者の意欲が高まる適切な働きかけに努めます。

ア 実態把握

医療機関や民生委員、介護保険事業者など様々な関係者と連携しながら支援を必要とする高齢者を把握します。

また高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業において支援を必要と

する高齢者に対して適切な支援を行います。

イ 総合相談業務

高齢者の総合相談窓口として様々な相談に応じ、必要な方策の検討とそれに基づく速やかな初期対応を行い必要かつ適切な保健、医療、福祉サービス及び重層的支援体制整備事業につなげます。

また、介護離職を防ぐため家族介護者の視点を活かした支援を行います。

(ア) 窓口相談 月～金曜日 8時30分～17時15分

(イ) 電話相談 月～金曜日 8時30分～17時15分

(ウ) 訪問による実態把握 必要に応じて実施

(2) 権利擁護業務

ア 高齢者虐待の予防活動

保健、医療、福祉、介護関係者及び地域住民に対し高齢者虐待の実態、通報報告等の対応など啓発活動に努めます。

イ 高齢者虐待の早期発見・早期介入

虐待の通報や相談に対し速やかに事実確認をし、高齢介護課、関係機関と連携を図り、早期発見、早期介入に努めます。またチームアプローチにより、虐待の予防・再発防止のための取り組みを実施します。緊急的な対応が必要と判断される場合には高齢介護課と連携しながら支援を行います。

ウ 成年後見制度等の利用支援等

契約や預金等の財産管理、身上介護の相談に対し適切な支援を行います。

また成年後見支援センター等の利用についての助言や日常生活自立支援事業等権利擁護を推進するための既存の制度も含めた周知、啓発に努めます。

エ 消費者被害への相談支援

一人暮らし高齢者や高齢者世帯等を狙った消費者被害から高齢者を守るため、民生委員、地域住民、サービス事業者等日頃から高齢者と接する関係者からの情報収集、被害防止のための啓発活動に努めます。また消費者センター 弁護士会等の関係機関と連携を図り被害の未然防止、問題の解決にあたります。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 包括的・継続的ケアマネジメント体勢の構築

高齢者の心身の状況等の変化に応じた適切な支援を行うため、医療機関を含めた多職種協働による連携体制の構築に努めます。

また、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図り、高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントに取り組みます。

これらの取り組みにおいては碧南市介護サービス連絡協議会・在宅医療サポートセンターと連携し推進します。

イ 介護支援専門員に対する支援

(ア) 日常的個別指導・相談

介護支援専門員の日常業務に関し、専門的見地から個別指導や相談支援を行います。

(イ) 事例検討会、研修会の実施

介護支援専門員全体のスキルアップを図るため、碧南市介護サービス機関連絡協議会や高齢介護課と連携し、事例検討会や研修会を実施します。

(ウ) 支援困難事例等への指導・助言

地域の介護支援専門員が抱える支援困難ケースについて、主任介護支援専門員が具体的な支援方針を検討しながら助言等を行います。

(エ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

碧南市介護サービス連絡協議会と連携し、地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために介護支援専門員相互の情報交換を行う場を設定する等ネットワークを構築し、介護支援専門員により適切な支援を行えるように取り組みます。

(オ) ケアプラン点検との連携

介護支援専門員が利用者の自立支援に資するケアプランを作成できるよう、高齢介護課が行うケアプラン点検と連携して、介護支援専門員等の資質向上を支援します。

(カ) 介護予防サービス計画の検証

必要に応じて介護支援専門員が行う介護予防サービス計画の実施状況に関する情報の提供を求め、検証を行います。

(4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援 要支援認定者を除く）

基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状態等に応じて高齢者自身が自らの選択に基づき、適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行います。また、高齢者自身が健康増進や介護予防についての意識を持ち、取り組みを行えるように支援します。支援の実施においては、利用者本人の達成可能な「目標設定」と目標達成に向けての具体的な方法・手段を考慮し計画を作成することで利用者が主体的に取り組むことができるインフォーマルサービスの活用、多職種協働につなげていきます。

2 地域包括ケアシステム推進体制の構築

(1) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

地域における包括的な支援体制を推進するため、地域包括支援ネットワークを構築し、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備を図るように努めます。

(2) 介護予防の推進

生活機能の低下を予防するため、介護予防教室及びサロンを開催します。

多様な参加の場づくりとリハビリ専門職の適切な関与により高齢者が生きがいをもって生活できるよう支援します。

ア 介護予防教室やサロンの開催

介護予防教室またはサロンを開催します（2ヶ月に1回）

イ 遊友の会の運営

高齢介護課が地域介護予防支援事業として実施する「遊友の会」の運営を3か所で実施します

- ・わかば会（中部公民館）
- ・なでしこ会（東部プラザ）
- ・元気いきいき会（文化会館）

ウ 自立支援型カンファレンス

高齢介護課地域支援係と連携し、自立支援型カンファレンスの運営に協力して地域の支援者の自立支援・重症化防止の意識向上に努めます。

エ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施との連携

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業で行う糖尿病性腎症重度化予防、生活習慣病重症化予防、身体的フレイル対策、健康状態不明者対策等

のハイリスクアプローチに高齢介護課と連携して個別支援をすすめます。

(3) 地域ケア会議

個別地域ケア会議の開催や自立支援型カンファレンス等により多職種による専門的視点を交え、個別の支援困難事例の課題解決を図り、個別ケースの課題分析を通じて地域課題を発見し、必要な資源開発や地域づくりに取り組みます。

また、地域に必要な取り組みを明らかにし、政策形成につなげることを目的とした「地域包括ケア会議」に参加するなど地域ケア会議の推進・充実に努めます。

(4) 在宅医療と介護の連携強化

在宅医療・介護ニーズが高い高齢者や認知症高齢者の増加に対応するため、更なる医療と介護の連携強化に努めます。

在宅医療サポートセンターと連携し在宅医療の現状、課題を把握し適切な支援体制を検討します。

(5) 認知症高齢者地域支援体制の構築

認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう認知症に関する理解促進および地域の支援体制強化を図ります。

ア 認知症ケアパスの普及・啓発

市民、介護事業者、医療従事者への普及・啓発に努めます。

イ 認知症地域推進員の配置と認知症初期集中支援チームとの連携

ケアの向上や認知症の人や家族が気軽に相談できる体制づくりに取り組みます。

ウ 認知症声かけ訓練の協力

(6) 生活支援体制整備事業の実施

日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図るため協議体の設置を通じ高齢者のニーズとボランティア等の地域資源とのマッチングにより多様な主体による生活支援の充実に取り組みます。

また、生活支援コーディネーター配置により、地域福祉を推進するため地域福祉推進会議に参加します。

取り組みの中で把握した社会資源や生活課題を整理し地域資源の開発やそのネットワーク化につなげます。

(7) 災害時の介護サービスの提供支援

大規模災害時のサービス利用者の安否確認及び必要な介護サービスの提供について碧南市介護サービス機関連絡協議会と連携してその体制の構築に取り組みます。
また、利用者の個別避難計画策定に協力し、平常時の防災教育に取り組みます。

3 指定介護予防支援

介護保険における予防給付の対象となるよう支援者が介護予防サービス等の適当な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画の作成、関係機関との連携調整を行います。また適切なモニタリングや評価を行い、インフォーマルサービスを含めた効果的なサービス利用への支援を行います。

また、指定介護予防の一部を居宅介護支援事業所に委託する場合には、委託先の事業所を公平中立に選定することとし、適切な業務が行われるよう担当介護支援専門員に対し助言、指導等を行います。

主任介護支援専門員は、ケース担当者の自立支援に向けた適切な介護予防ケアマネジメントが遂行できる体制を取ります。

4 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防事業（要支援認定者に限る。））

要支援者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状態に応じて高齢者自身が自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行います。

5 地域包括支援センター、介護予防に関する啓発活動

地域包括支援センターの利用促進及び適切な介護サービスの利用等の普及啓発活動を行います。同時に業務についての理解と協力を深めるため、パンフレットや広報紙などを作成し、関係機関への配布等を行い、地域住民及び関係者へ積極的に広報活動を行います。

ア ひまわりさくらまつり・夏祭り等でのPR

イ サロン・遊友の会での講話

ウ 愛生館ひまわりだより・ホームページでの情報発信

エ 老人クラブ等の広報活動・相談

6 関係機関との連絡調整会議

碧南市や碧南社協地域包括支援センター、碧南南部地域包括支援センターとの情報交換等を定期的に行い、職員間の連携を強化します。

- ア 碧南市の地域包括支援センターとの打ち合わせ会
- イ 地域包括支援センター連絡会議への参加
- ウ 地域包括支援センターの職種別の打合せ会への参加
- エ 地域包括ケア会議への参加
- オ 地域包括支援センター代表者連絡会への参加

7 地域包括支援センター職員のスキルアップ

愛知県社会福祉協議会や碧南市介護サービス機関連絡協議会等の関係機関の主催する研修会・法人内研修会等に参加し、スキルアップを図ります。

8 その他

ア 個人情報に関する法令、その他の規範を遵守し、個人情報の保護に努めます。
また、個人情報の利用目的を特定し、持ち出し時の管理も含め、公正かつ適切に取り扱い、責任者を配置します。

イ 苦情相談対応窓口を設置する等の体制整備を行い、苦情の際には速やかに必要に応じた対応を行います。

令和8年度 碧南南部地域包括支援センター事業計画

I 基本方針

碧南市の地域包括支援センター運営方針に基づき、地域の高齢者の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

(1) 目標

地域に暮らす高齢者が、住み慣れた環境で自分らしい生活を継続することができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげます。

(2) 重点目標

ア 多世代へ認知症の理解を啓発し、支援の機能を強化した地域づくりを行う。

イ 生活機能の低下を予防するため、関係機関との連携を深め、地域の実情に応じた介護予防事業への結びつきを行っていく。

ウ 防災に強い地域づくりをするため、他事業所にも声掛け協力を促し、地域の防災力の向上を行っていく。

II 総合的な活動方針

地域に暮らす高齢者が、住み慣れた環境で自分らしい生活を継続することができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげます。

令和8年度取り組む重点課題と目標
1. 認知症強化型センターの運営 <課題> ・1年通してオレンジファミリーの参加者と協力者が少ない状況。継続して活動するために、周知してもらい新しい参加者や協力者を募っていく必要がある。 ・周知していく中で、企業や学校を巻き込むために幅広い世代へ認知症についての理解をしてもらう必要がある。

<目標>

多世代へ認知症の理解を啓発し、支援の機能を強化した地域づくりを行う。

<取組スケジュール>

- ・認知症カフェの開催 2回/年 (10月・2月)
- ・小中学生向けサポーター養成講座の開催 (8月)

小学生と中学生と分け講座開催。中学生には11月開催のオレンジフェスタのボランティアを募る。

2. 介護予防や健康維持増進に向けた取り組み

<課題>

- ・市が進める「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」に協力し、健康の保持増進に努める必要がある。

<目標>

生活機能の低下を予防するため、関係機関との連携を深め、地域の実情に応じた介護予防事業への結びつきを行っていく。

<取組スケジュール>

- ・遊友の会の開催する 2回/月の2会場
- ・フレイル予防教室の開催する 6回1クール/年
- ・シニアの体操教室の開催する 4～5回/年 (12月から3月)
- ・健康麻雀教室の開催する 2回/月の2コース、1回/年の大会を企画する
- ・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業で行うハイリスクアプローチと連携し個別訪問等による把握・支援を実施する
- ・碧南南部地域包括支援センター便りを作成し、回覧板やSNSで啓発活動を行う

3. 防災に強い地域づくり

<課題>

- ・実効性のある計画を作るために、個別避難計画を繰り返し行っていく必要がある。
また、他地区でも同様の訓練を展開していく必要がある。

<目標>

防災に強い地域づくりをするため、他事業所にも声掛け協力を促し、地域の防災力の向上を行っていく。

<取組スケジュール>

- ・地域の事業所に地区の防災についての活動を理解していただき、参加を促す。
- ・個別避難計画を用いて、川口町と棚尾地区でも訓練を行う。

Ⅲ 事業内容

1 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務

ア 高齢者の総合相談の窓口として様々な相談に応じ、介護認定申請等適切なサービス利用や専門機関につながります。

多様な相談に対応できるよう民生児童委員、医療機関、介護保険事業者などの関係機関との情報交換を行い、相談窓口の連携強化を図り、家族介護者の視点を活かした支援に取り組みます。

イ 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業に協力し、該当する高齢者に対して必要な支援を行います。

ウ 複雑かつ多様化しつつある高齢者に関わる相談内容を的確に判断し、必要な方策の検討とそれに基づく速やかな初期対応を行い、必要かつ適切な保健、医療、福祉サービス及び重層的支援体制整備事業につなげます。

(ア) 窓口相談 月～金曜日 8時30分～17時15分

(イ) 電話相談 月～金曜日 8時30分～17時15分

(ウ) 訪問による実態把握 必要に応じて実施

(2) 権利擁護業務

高齢者虐待に関する正しい知識の普及・啓発及び消費者被害の予防に向け、社会全体で高齢者の権利を守るため、高齢者のみならず高齢者を取り巻く関係者の支援に取り組めます。

また、虐待の防止のための指針を整備し、従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

ア 高齢者虐待への対応

(ア) 相談 随時

(イ) 実態把握・コアメンバー会議等への出席、関係機関との連携等

イ 成年後見制度等の利用支援

ウ 消費者被害防止などの相談支援、情報収集、関係機関と連携し被害の未然防止を図る

エ 啓発活動の実施

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

施設、在宅を通じて個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制強化に努めます。

地域の介護支援専門員が円滑に業務を実施できるよう高齢介護課、碧南市介護サービス機関連絡協議会ケアマネジャー部会、在宅医療サポートセンターと密に連携し、情報提供や事例検討会、研修等を実施します。

地域の主任介護支援専門員と連携し、介護支援専門員により適切な指導・助言が行えるよう体制作りに取り組めます。

居宅介護支援事業所を個別に訪問し、具体的な支援方針を検討し指導、助言を行います。専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

ア 主任介護専門員は自立支援に向けた適切な介護予防ケアマネジメントが遂行できるよう、高齢介護課が行うケアプラン点検と連携し、介護支援専門員の資質向上を支援します。

(ア) 困難事例、新規事例ケースについては随時事業所内で支援方針を検討し、指導、助言、予防サービス計画書の点検を行い、自立支援、重度化防止に向け

た介護予防ケアマネジメントの質が向上を目指します。

- (イ) 利用者の心身の状況、介護給付等介護給付等サービスの利用状況、その他の状況に関する定期的な協議等通じ、利用者が地域において自立した日常生活を営む事ができるよう、包括的継続的な支援を行います。

イ 介護支援専門員に対する支援

- (ア) 支援困難事例の相談

居宅介護支援事業所の訪問又は電話で随時相談を受けます。

- (イ) 研修会開催に協力

ウ 主任介護支援専門員連絡会議の開催（必要時）

- (4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）・指定介護予防支援

要支援あるいは要介護になるおそれのある高齢者に対し、介護予防の取り組みを支援します。

碧南市の介護予防、日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の方針に基づき、介護予防事業対象者に適切な介護予防プログラム等の事業利用勧奨や必要に応じ計画書作成、評価等を行います。

ア 予防給付対象者（要支援1・2） 認定結果が出次第実施

イ 総合事業対象者（要支援1・2、事業対象者） 認定結果等が出次第実施

ウ 総合相談や実態把握（介護予防調査等）で「介護予防が必要（事業対象者）」と判断された者等 随時訪問や電話等で実施

エ 委託先との連携 毎月、実績やモニタリング等での担当者との連絡調整

2 地域包括ケアシステム推進の取り組み

住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を送ることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの実現を目指した取り組みを行います。

- (1) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア、インフォーマルサービス等様々な社会資源との連携に努めます。

- (2) 介護予防の推進

【重点目標】

生活機能の低下を予防するため、関係機関との連携を深め、地域の実情に応じた介護予防事業への結びつきを行っていく。

- ア 地域の実情に介護予防教室を開催し、高齢者本人が意識して介護予防や健康の維持、増進に向けた取り組みをおこなえるよう、包括支援センター内だけでなく、地域に出向きに支援していきます。
- イ 大浜、棚尾地区の遊友の会を開催します。
- ウ 自立支援型カンファレンスを運営し、地域の支援者の自立支援、重度化防止の意識の醸成に取り組みます。
- エ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の事業で行う糖尿病性腎症重症化予防、身体的フレイル対策、生活習慣病重症化予防、健康状態不明者対策等のハイリスクアプローチと連携し、個別支援をすすめます。

(3) 地域ケア会議

個別の支援困難事例等について多職種による専門的視点を交えた「個別地域ケア会議」を開催します。

個別事例に対して、多機関、多職種が専門知見から助言などを行う事で、よりよい支援内容の検討をします。

また個別ケースの課題分析等を積み重ねる事により、地域に共通した課題を明確化し、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、政策形成につなげることを目指します。

ア 個別地域ケア会議の開催 随時

担当地域の支援者に個別地域会議の必要性を伝え、積極的に開催できるように促します

イ 地域包括ケア会議への参加

(4) 在宅医療と介護の連携強化

医療と介護のサービスを一体的・効率的に提供できるよう切れ目のないチームケアに取り組むため、在宅医療サポートセンターや病院の地域医療連携室等関係機関との連携に努めます。

ア ICTを利用した連携

イ 在宅医療サポートセンターとの打合せ会への参加

(5) 認知症高齢者地域支援体制の構築

地域住民に認知症に関する理解関心を得られ、認知症に優しい地域づくりを行っていく。

認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、地域の企業や商店街、老人クラブ、介護事業所等に出向き、認知症ケアパス、認知症サポーター養成講座の普及に取り組み、認知症に関する理解促進及び地域の支援体制強化を図ります。

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、市の認知症初期集中支援チーム員と連携し、医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぎ、ケアの向上に取り組みます。

- ア 認知症地域支援推進員の配置
- イ 認知症窓口相談 随時
- ウ 認知症地域推進員打合せへの参加
- エ 認知症サポーター養成講座の実施
- オ 認知症高齢者声かけ訓練開催
- カ 集いの場の体制構築

(6) 生活支援体制整備事業の実施

日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を図っていくために、地域包括支援センターに事業担当者を配置し、社会福祉協議会、福祉課、高齢介護課と協働して事業の実施に取り組みます。

- ア 事業担当者の配置
- イ 地域福祉推進会議の参加
- ウ 防災に強い地域づくりをするためのネットワークの構築を行う。

(7) 災害時の介護サービスの提供支援の協力

大規模災害時のサービス利用者の安否確認及び必要な介護サービスの提供について碧南市介護サービス機関連絡協議会、碧南市と連携し、へきなん災害時介護支援ネットの構築に協力します。

【重点目標】

防災に強い地域づくりをするため、他事業所にも声掛け協力を促し地域の防災力の向上を行っていく。

ア 緊急事態訓練の継続

イ 他地域での取り組み事業所との情報共有

ウ 利用者の個別避難計画策定に協力し、平常時の防災教育に取り組みます。

エ 要配慮者への発災後の初動対応について検討を行っていく。

3 認知症機能強化型センターの運営

【重点目標】

市内の認知症施策を総合的に推進することにより、年々増加している認知症高齢者の対応力向上を図るとともに、多世代へ認知症の理解を啓発し、支援の機能を強化した地域づくりを行う。

ア 市内の認知症施策の推進

- ・認知症地域支援推進員会議、認知症イベント開催、高齢者声掛け訓練開催のための調整、事務局
- ・キャラバンメイト連絡会、フォローアップ研修、オレンジファミリー碧、認知症ステップアップ研修の調整、事務局

イ 関係機関と連携した事業の企画・調整

- ・認知症サポーター養成講座、ONE アクション研修開催のため企業連携

ウ 認知症の早期発見し、対応や医療等につなげる支援

- ・認知症初期集中支援チーム員として活動

エ 個別支援ケースの対応と後方支援

- ・支援困難ケースや若年性認知症ケースの後方支援
- ・市内の認知症支援リーダーとの連携や後方支援を行なう。

4 地域包括支援センター、介護予防に関する啓発活動

地域包括支援センターの利用促進及び適切な介護サービスの利用等の普及啓発活動を行います。同時に業務についての理解と協力を深めるため、パンフレットや広報紙などを作成し、関係機関への配布等を行い、地域住民及び関係者へ広報活動

を行います。

- ア ふれあいいきいきサロンでの講話、活動支援
- イ 公民館まつり
- ウ 老人クラブの巡回相談
- エ 地域の金融機関、商店等への広報活動
- オ 広報・ホームページでの情報発信
- カ 予防サロン・教室の開催

5 関係機関との連絡調整会議

碧南市高齢介護課地域支援係と市内地域包括支援センターとも情報交換等を定期的に行い、職員間の連携を強化します。

- ア 地域支援係と市内地域包括支援センターとの打ち合わせ会
- イ 地域包括支援センター連絡会議への参加
- ウ 地域包括支援センターの職種別打ち合わせ会への参加
- エ 地域包括ケア会議への参加

6 地域包括支援センター職員のスキルアップ

愛知県等の関係機関の主催する研修会等に参加し職員のスキルアップを図ります。

7 その他 個人情報の管理と環境整備

- (1) 個人情報保護に関する法令、その他の規範を遵守し、個人情報の保護に努めます。

また、個人情報の利用目的を特定し、持ち出し時には管理簿への記載と確認を行い管理も含め、公正かつ適切に取り扱い、責任者を配置します。

- (2) 苦情処理体制の整備・拡充を行います。利用者から苦情があった場合、介護保険制度及び苦情対応の仕組みを説明するとともに、必要に応じて高齢介護課に情報提供する等、関係機関と連携して解決に向け必要に応じた対応を早急に行い、利用者様の満足を損なわぬよう対処をします。

- (3) プライバシーを守る相談体制を整備します。

令和8年度 地域包括支援センターの重点課題と取組スケジュール

包括名	事項	課題	目標	取組	スケジュール											
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	包括的・継続的ケアマネジメント支援の実践	住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指すために、地域の介護支援専門員が多職種による連携を実施できる体制作りが必要である。	・個別地域ケア会議、自立支援型カンファレンス、情報交換会など通じて医療・介護・福祉の関係機関、地域と顔の見える関係づくりを進め、地域全体で利用者を支える体制を構築する。 ・重層的支援体制整備事業との連携より地域住民の複雑化・複合化した課題への対応を行っている。	・居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との情報交換会の開催 ・自立支援カンファレンスにて多職種連携の理解を深め、支援方法の幅を広げていく ・個別地域ケア会議の開催	自立支援カンファレンス（月2回）											→
					個別地域ケア会議開催（随時）											→
社協	地域の高齢者の自発的な介護予防への取り組みと社会参加を促す地域づくり	・西端地区は高齢化率が高く、運動機能や認知機能低下の要介護リスク者が多い地域である。一方で要介護認定率は低く、健康教室等への参加意欲が高いという側面もあり、ニーズにあった社会資源の充足や活用につなぐ支援が必要。 ・新川地区は後期高齢者、独居世帯が多く、介護認定率が増加傾向にある地域である。健診未受診者も多いことから、実態把握と定期健診や介護予防に組み込む動機づけの支援が必要。また高齢者世帯が住み慣れた地域で暮らせるよう地域住民への理解促進や支援体制の構築が必要。	・地域住民や地域との関係機関へ認知症に関する理解促進に努め、高齢者が気軽に集える場の充足や、高齢者が生きがいを感じ社会参加しやすい地域づくりを目指す。 ・高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施等と連携した介護予防教室、サロン等の開催や地域の社会資源の活用に繋ぐことにより、高齢期の生活機能の低下を予防し、高齢者の自発的な介護予防の取り組みを支援する。	・フレイル予防講座（講座後の社会資源へのつなぎ） ・にしばたサロン等の集いの場の充実と周知活用の促進 ・認知症講座・認知症サポーター養成講座、声掛け訓練等の開催により、認知症に関する理解の促進と地域の支援体制の構築を図る。 ・まちの相談室 ・高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施との連携 ・西端地区（さくら会）、新川地区（みなわ会）の遊友の会運営	遊友の会（月2回） 西端サロン（月1回 第4火：変更あり）											→
										フレイル予防講座 30日	フレイル予防講座 14日 28日	フレイル予防講座 11日 28日	フレイル予防講座 9日 16日			→
	相談業務の充実と支援体制の構築	担当圏域である東部地域は、県営住宅等があり、身寄りのない一人暮らしの高齢者等の割合が比較的多い地域である。また認知症、精神疾患があることで、支援が困難になり総合相談につながるケースが増えてきている。	複合的な課題を抱えたケースの支援体制を構築するために、地域包括支援センターだけでなく、多様な機関や多職種との連携強化に努め、幅広く相談に対応できるようにする。	・個別の事情や地域の抱える課題に着目し、複合的な課題に対して、多角的な視点から適切な窓口や社会資源に繋がれるように必要な相談併走支援を行うとともに 関係機関との連携を深める。 ・ケース検討会を定期的に開催して、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員が、それぞれの専門性を生かした「チームアプローチ」を実践する。 ・多様なケースに対して対応できるように職員の専門性、対応能力の向上を図る。そのために、職種及び経験年数等を踏まえた研修計画を作成し実践を通して、職員の資質向上に努める。	個別地域ケア会議開催（随時）											→
																→
東部	介護予防の推進について	中央地区では一人暮らしの人が多く、旭地区ではフレイルありの割合が多い。こうした中で、高齢者が社会参加の機会や役割、生きがいを持って生活を送れるよう働きかけていく必要がある。	「人生100年時代、元氣と健康で生きる」ことを目標に、生活習慣病予防やフレイル予防服薬管理等について健康意識を高めるサロンの開催、参加する場所の積極的な提案を実施していく。	・高齢者という呼び名に抵抗がある方が多い。サロンの名称を「ほっとサロン」とし、参加しやすいように年間スケジュールを立てて、事前申し込み制を取る。母体が病院であることを活かして服薬の知識・高血圧や糖尿病等の講座を主に開催する。 ・介護予防手帳の配布及び評価の実施。 ・中央、旭地区の高齢者が参加できる場所の案内を作成し、配布する。	遊友の会（月2回） ほっとサロン 24日			ほっとサロン 26日	高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施との連携	ほっとサロン 28日		ほっとサロン 23日		ほっとサロン 25日	ほっとサロン 26日	→
																→
	認知症強化型センターの運営	・1年通してオレンジファミリーの参加者と協力者が少ない状況。継続して活動するために、周知してもらい新しい参加者や協力者を募っていく必要がある。 ・周知していく中で、企業や学校を巻き込むために幅広い世代へ認知症についての理解をしてもらう必要がある。	多世代へ認知症の理解を啓発し、支援の機能を強化した地域づくりを行う。	・認知症カフェの開催 2回/年（10月・2月） ・小中学生向けサポーター養成講座の開催（8月） 小学生と中学生と分け講座開催。中学生には11月開催のオレンジフェスタのボランティアを募る。	オレンジファミリー碧（第1月）											→
	介護予防や健康維持増進に向けた取り組み	・市が進める「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」に協力し、健康の保持増進に努める必要がある。	生活機能の低下を予防するため、関係機関との連携を深め、地域の実情に応じた介護予防事業への結びつきを行っていく。	・遊友の会の開催する 2回/月の2会場 ・フレイル予防教室の開催する 6回1クール/年 ・シニアの体操教室の開催する 4～5回/年（12月から3月） ・健康麻雀教室の開催する 2回/月の2コース、1回/年の大会を企画する ・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業で行うハイリスクアプローチと連携し個別訪問等による把握・支援を実施する ・碧南南部地域包括支援センター便りを作成し、回覧板やSNSで啓発活動を行う	遊友の会（月2回） 健康麻雀教室（第1・3月または第2・4水）				高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施との連携	フレイル予防講座 15日 22日	フレイル予防講座 19日 25日	フレイル予防講座 3日 10日				→
南部	防災に強い地域づくり	・実効性のある計画を作るために、個別避難計画を繰り返し行っていく必要がある。また、他地区でも同様の訓練を展開していく必要がある。	防災に強い地域づくりをするため、他事業所にも声掛け協力を促し、地域の防災力の向上を行っていく。	・地域の事業所に地区の防災についての活動を理解していただき、参加を促す。 ・個別避難計画を用いて、川口町と棚尾地区でも訓練を行う。												→
											川口町避難訓練 18日	棚尾地区避難訓練 22日				→

令和 8 年度 収支予算書
令和 8 年 4 月 1 日

(単位: 千円)

勘 定 科 目		前年度予算額	当初予算額	増 減	備 考
事業活動による収支	収入	0291 経常経費補助金収入	1	1	
		0292 県補助金収入	1	1	
		8031 県補助金収入	1	1	県補助金
		0165 介護保険事業収入	69,935	59,135	-10,800
		0167 居宅介護料収入 (介護報酬収入)	13,147	13,319	172
		8122 介護予防報酬収入	13,147	13,319	172
		0173 その他の事業収入	56,788	45,816	-10,972
		8181 補助金事業収入	20	20	住宅改修支援補助金
		8183 受託事業収入	56,768	45,796	-10,972
		0200 受取利息配当金収入	1	1	
		8546 受取利息配当金収入	1	1	預金利息
		0201 その他の収入		1	1
		0320 雑収入		1	1
		8615 雑収入		1	1
		事業活動収入計(1)	69,937	59,138	-10,799
	支出	0129 人件費支出	61,190	51,759	-9,431
		7112 職員給料支出	35,527	26,088	-9,439
		7113 職員賞与支出	11,075	8,581	-2,494
		7114 非常勤職員給与支出	4,738	8,718	3,980
		0343 退職給付支出	1,092	998	-94
		7116 福祉医療機構	1,092	998	-94
		7117 法定福利費支出	8,758	7,374	-1,384
		0130 事業費支出	3,543	3,320	-223
		7210 諸謝金	79	59	-20
		7215 保健衛生費支出	10	10	
		7223 水道光熱費支出	408	408	
		7225 消耗器具備品費支出	578	300	-278
		7226 保険料支出	347	443	96
		7227 賃借料支出	1,586	1,530	-56
		7232 車輛費支出	535	570	35
		0131 事務費支出	4,813	3,780	-1,033
		7311 福利厚生費支出	198	167	-31
		7313 旅費交通費支出	16	11	-5
		7314 研修研究費支出	381	314	-67
		7315 事務消耗品費支出	413	413	
		7316 印刷製本費支出	240	240	
		7319 修繕費支出	420	380	-40
		7321 通信運搬費支出	524	535	11
		7324 業務委託費支出	1,501	1,190	-311
		7329 租税公課支出	15	45	30
		7331 保守料支出	1,008	408	-600
		7333 諸会費支出	52	52	
		7335 雑支出	45	25	-20
		事業活動支出計(2)	69,546	58,859	-10,687
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	391	279	-112
施設整備等による収支	収入	施設整備等収入計(4)			
	支出				
		施設整備等支出計(5)			
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)			
その他の活動による収支	収入	その他の活動収入計(7)			
	支出	0152 積立資産支出	391	279	-112
		7641 退職給付引当資産支出	391	279	-112
		その他の活動支出計(8)	391	279	-112
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-391	-279	112
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)					
前期末支払資金残高(12)					
当期末支払資金残高(11)+(12)					

令和8年度資金収支予算書
(自)令和8年4月1日(至)令和9年3月31日

(単位:千円)

勘定科目		2025年度予算額	2026年度予算額	増減(A)-(B)	備考
収入	0165 介護保険事業収入	48,331	48,962	631	
	0171 居宅介護支援介護料収入	12,931	12,288	-643	
	8162 介護予防支援介護料収入	12,931	12,288	-643	介護保険収入284件/月 1件あたり54,000円
	0274 介護予防・日常生活支援総合事業収入	2,400	3,672	1,272	
	8137 事業費収入	2,400	3,672	1,272	
	0173 その他の事業収入	33,000	33,002	2	
	8181 補助金事業収入(公費)	0	2	2	
	8183 受託事業収入(公費)	33,000	33,000	0	センター運営業務委託料
	0201 その他の収入	10	65	55	
	8613 雑収入	10	65	55	
	事業活動収入計(1)	48,341	49,027	686	
支出	0129 人件費支出	35,592	39,420	3,828	
	7112 職員給料支出	21,600	24,000	2,400	常勤5名
	7113 職員賞与支出	6,000	6,200	200	常勤5名
	7114 非常勤職員給与支出	2,350	2,400	50	非常勤3名(常勤換算1.8)
	7116 退職給付支出	1,610	1,620	10	確定拠出年金分
	7117 法定福利費支出	4,032	5,200	1,168	
	0130 事業費支出	2,820	1,339	-1,481	
	7215 保健衛生費支出	12	12	0	消毒・マスク等衛生用品
	7218 教養娯楽費支出		12	12	
	7223 水道光熱費支出	163	132	-31	電気・水道料金
	7225 消耗器具備品費支出		13	13	
	7226 保険料支出	192	180	-12	車両保険・施設賠償責任保険・火災保険
	7227 賃借料支出	2,214	816	-1,398	車両リース4台
	7232 車輛費支出	234	174	-60	車両ガソリン代
	0131 事務費支出	4,388	4,277	-111	
	7311 福利厚生費支出	141	84	-57	従業員健診代・厚生委員会費
	7312 職員被服費支出	38	38	0	従業員制服代
	7313 旅費交通費支出	0	0	0	
	7314 研修研究費支出	150	150	0	従業員研修費
	7315 事務消耗品費支出	560	560	0	コピー用紙・その他事務用品
	7316 印刷製本費支出	6	6	0	
	7319 修繕費支出	0	120	120	
	7321 通信運搬費支出	505	456	-49	電話料・タブレット通信料・郵便代
	7322 会議費支出	12	12	0	
	7323 広報費支出	0	0	0	
	7324 業務委託費支出	1,630	1,680	50	税理士顧問契約・社労士アウトソーシング契約按分 介護予防ケアマネ委託料
	7325 手数料支出	12	36	24	振込手数料等
	7328 土地・建物賃借料支出	1,008	1,003	-5	土地賃借料 月額84,000円
	7329 租税公課支出	10	10	0	印紙代等
	7331 保守料支出	100	84	-16	コピー機保守料
	7333 諸会費支出	26	26	0	
	7335 雑支出	190	12	-178	挨拶回り手土産代他・サロン備品津
	0137 支払利息支出	48	49	1	
	7441 支払利息支出	48	49	1	西尾信用金庫借入金返済利息(按分)
	事業活動支出計(2)	42,848	45,085	2,237	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	5,493	3,942	-1,551	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等収入計(4)	0	0	0	
	0143 設備資金借入金元金償還支出	1,128	1,120	-8	
	7511 設備資金借入金元金償還支出	1,128	1,120	-8	西尾信用金庫借入金元金返済(按分)
	0144 固定資産取得支出	420	0	-420	
	7524 器具及び備品取得支出	420	0	-420	
	7527 ソフトウェア取得支出	0	0	0	
施設整備等支出計(5)	1,548	1,120	-428		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-1,548	-1,120	428		
その他の活動による収支	収入				
	その他の活動による収入計(7)	0	0	0	
	支出				
	その他の活動支出計(8)	0	0	0	
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	0	0	0		
予備費支出(10)	500	500	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	3,445	2,322	-1,123		
前期末支払資金残高(12)	-795	2,650	3,445		
当期末支払資金残高(11)+(12)	2,650	4,972	2,322		

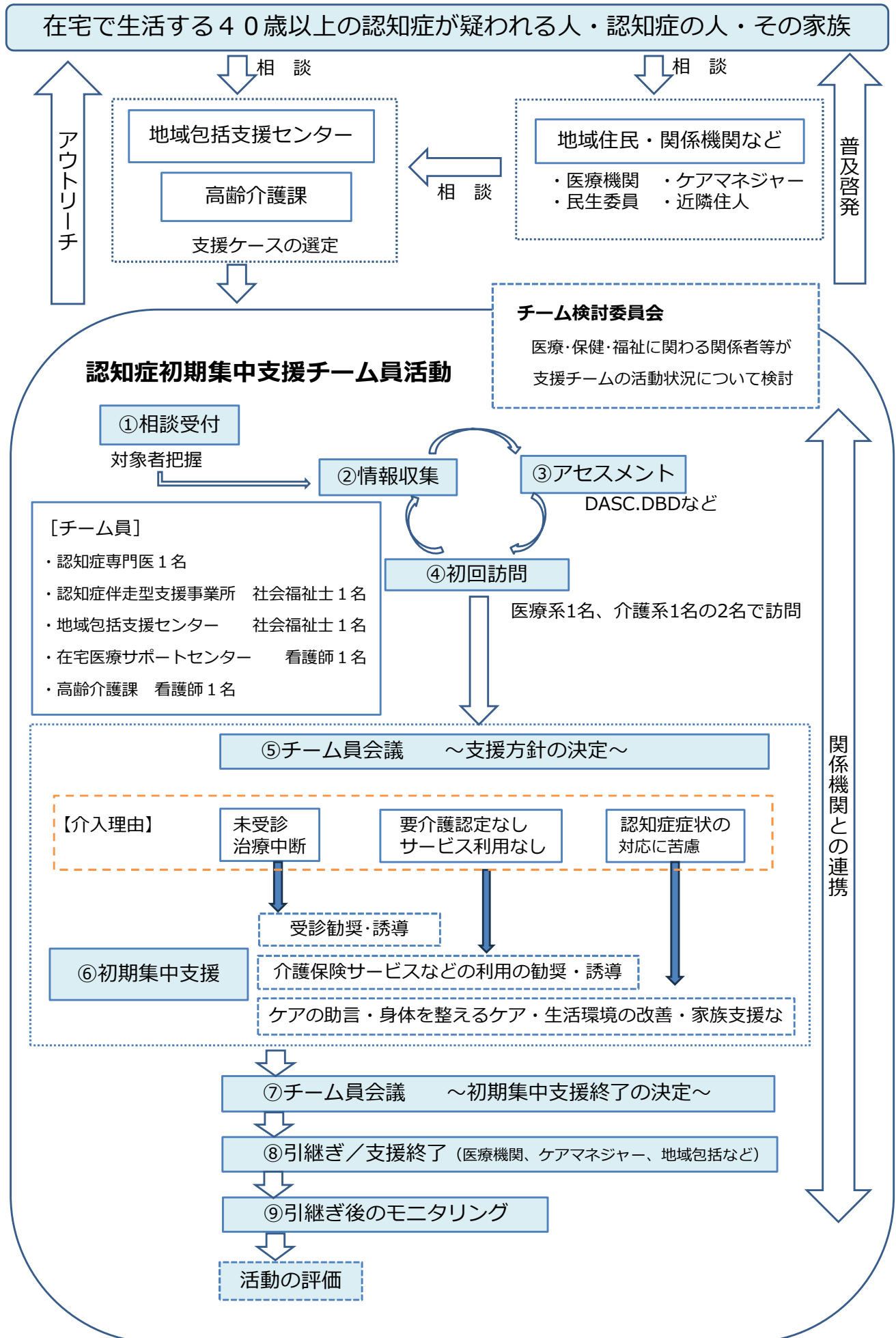
令和 8 年 度 資 金 収 支 予 算 書

(自)令和 8 年 4 月 1 日 (至) 令和9年3月31日

(単位:円)

勘 定 科 目		R7予算額	R8予算額	増 減	備 考	
事業活動による収支	収入	0165 介護保険事業収入	48,254,000	48,954,000	700,000	
		0171 居宅介護支援介護料収入	15,000,000	15,000,000	0	
		8162 介護予防支援介護料収入	15,000,000	15,000,000	0	介護保険収入260件→260件予想)
		0173 その他の事業収入	33,254,000	33,954,000	700,000	
		8181 補助金収入(公費)	54,000	254,000	200,000	
		8183 受託事業収入(公費)	33,200,000	33,700,000	500,000	市事業委託費(機能強化型) 人員5人+事務費+事業費
		0201 その他の収入	52,600	52,600	0	受入研修費収入
		事業活動収入計(1)	48,306,600	49,006,600	700,000	
	支出	0129 人件費支出	36,986,000	38,540,000	1,554,000	
		7112 職員給料支出	16,300,000	17,040,000	740,000	正職4名(主任C1、保健師2、社士1)
		7113 職員賞与支出	6,560,000	6,000,000	-560,000	正職4名(主任C1、保健師2、社士1)
		7114 非常勤職員給与支出	9,200,000	10,300,000	1,100,000	非常勤5名(常勤換算2.45→3.0)内保健師1相当配属
		7116 退職給付支出	126,000	0	-126,000	
		7117 法定福利費支出	4,800,000	5,200,000	400,000	
		0130 事業費支出	1,158,000	1,176,000	18,000	
		7215 保健衛生費支出	78,000	78,000	0	電気、水道等
		7218 教養娯楽費支出	250,000	250,000	0	サロン備品代 他
		7219 日用品費支出	238,000	238,000	0	生活消耗品 他
		7223 水道光熱費支出	65,000	65,000	0	電気、水道等
		7225 消耗器具備品費支出	150,000	150,000	0	啓発冊子代 他
		7226 保険料支出	25,000	25,000	0	火災保険、賠償責任保険
		7227 賃借料支出	24,000	24,000	0	ダスキン等
		7232 車輛費支出	328,000	346,000	18,000	自動車車検、ガソリン代等
		0131 事務費支出	6,802,000	6,842,000	40,000	
		7311 福利厚生費支出	150,000	150,000	0	健康診断、親睦会支出
		7313 旅費交通費支出	220,000	220,000	0	研修交通費 他
		7314 研修研究費支出	120,000	120,000	0	研修費
		7315 事務消耗品費支出	80,000	120,000	40,000	コピー用紙、事務消耗品 他
		7316 印刷製本費支出	37,000	37,000	0	名刺、パンフレット 他
		7317 水光熱費支出	600,000	600,000	0	
		7319 修繕費支出	160,000	160,000	0	備品修理費用 他
		7321 通信運搬費支出	650,000	650,000	0	郵送料、電話FAX費用
		7324 業務委託費支出	1,400,000	1,400,000	0	介護予防ケアマネ委託費(20件/月) 会計委託費等
		7325 手数料支出	10,000	10,000	0	振込手数料 他
		7326 保険料支出	430,000	430,000	0	車保険 他
		7327 賃借料支出	950,000	950,000	0	車両4台、(4.1万/月)ソフトウェア 使用料(3.7万/月)計上
		7328 土地・建物賃借料支出	1,644,000	1,644,000	0	賃貸駐車場利用料(6.1万/月)、 建物設備使用料(7.7万円/月)計上
		7329 租税公課支出	28,000	28,000	0	印紙代、車両重量税 他
		7331 保守料支出	306,000	306,000	0	コピー機保守印刷料、電気環境保守 代 他
		7332 渉外費支出	5,000	5,000	0	
		7335 雑支出	10,000	10,000	0	
		7120 募集採用費	2,000	2,000	0	
		0138 その他の支出	150,000	150,000	0	
		事業活動支出計(2)	45,096,000	46,708,000	1,612,000	
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	3,210,600	2,298,600	-912,000	
備 整 備 等 収 入 支 出		0	0			
	0144 固定資産取得支出	500,000	500,000	0	パソコン3台	
	設備整備等収支差額(4)	-500,000	-500,000	0		
	退職給付引当資産取崩収入(5)	126,000				
	退職給付引当資金支出(6)	655,000	655,000	0	R8年度分 退職給付引当金	
サービス区分間繰入金支出(7)		0	0			
予備費支出(8)		150,000	500,000	350,000		
当期資金収支差額合計(9)=(3)+(4)+(5)-(6)-(7)-(8)		2,031,600	643,600	-1,262,000		
前期末資金収支残高(10)		2,275,722	5,868,926	-3,593,204		
当期末資金収支残高(11)=(9)+(10)		4,307,322	6,512,526	2,205,204		

令和7年度 認知症初期集中支援チームの概要



令和 7 年度 認知症初期集中支援チーム対応実績

【1 チームの目的】

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる『認知症初期集中支援チーム』を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築すること。

【2 チーム員配置状況】

専門医	国立長寿医療研修センター老年内科 医師 1 名
メンバー	碧南市サポートセンター 看護師 1 名
	認知症伴走型支援事業所（グループホーム向陽） 社会福祉士 1 名
	碧南南部地域包括支援センター（認知症強化型） 社会福祉士 1 名
	碧南市高齢介護課地域支援係 看護師 1 名

【3 対応実績】

1 支援ケース数

	R5年度			R6年度			R7年度		
	継続	新規	合計	継続	新規	合計	継続	新規	合計
新川・西端	3	2	5	0	0	0	0	1	1
中央・旭	0	3	3	3	2	5	1	2	3
棚尾・大浜	1	1	2	0	1	1	1	1	2
合計	4	6	10	3	3	6	2	4	6

2 情報把握ルート

	R5年度	R6年度	R7年度
本人	0	0	0
家族・親族	9	6	3
民生委員	0	0	0
近隣住人	0	0	0
介護支援専門員	0	0	1
医療機関	0	0	0
地域包括支援センター	0	0	2
その他	1	0	0

3 対象者の状況

(1) 年齢（介入時）

	R5年度	R6年度	R7年度
～64歳	0	0	0
65～69歳	1	0	0
70～74歳	1	0	1
75～79歳	2	0	2
80～84歳	4	5	2
85歳以上	2	1	1

(2) 性別（介入時）

	R5年度	R6年度	R7年度
男性	7	3	2
女性	3	3	4

(3) 介護度別（介入時）

	R5年度	R6年度	R7年度
認定なし	5	6	5
事業対象者	0	0	0
要支援 1	1	0	0
要支援 2	0	0	0
要介護 1	3	0	1
要介護 2	0	0	0
要介護 3	1	0	0
要介護 4	2	0	0
要介護 5	1	0	0

(4) 介入理由（重複有）

	R5年度	R6年度	R7年度
ア．医療サービス・介護サービスを受けていない、または中断している			
（ア）認知症疾患の臨床診断を受けていない	5	6	4
（イ）継続的な医療サービスを受けていない	5	3	5
（ウ）適切な介護保険サービスに結びついていない	8	6	5
（エ）診断されたが介護サービスが中断している	0	0	0
イ．医療サービス・介護サービスを受けているが、認知症の行動・心理症状が顕著なために対応に苦慮している	1	0	1

(5) 支援内容（重複有）

	R5年度	R6年度	R7年度
医療機関への受診支援	2	4	5
介護保険サービスの利用に関する支援	5	4	5
認知症の進行度に応じた助言	10	6	4
家族介護者への相談支援	10	6	4
介護保険サービス以外のサービスの案内・調整	4	2	3
地域の見守り・社会交流の支援	0	0	1
身体的なケア	0	0	0
生活環境への支援	0	0	1
個別地域ケア会議・担当者会議等の出席	1	0	3

(6) 訪問実績

	R5年度	R6年度	R7年度
訪問実人数	5	3	5
訪問延べ件数	8	4	17

5 終了ケース

(1) 引継ぎ状況

		R5年度	R6年度	R7年度
終了者数		7	4	4
引継ぎ状況	①介入時に医療・介護の両方またはいずれかにつながっていなかった者の人数	6	4	4
	a ①のうち医療・介護の両方につながっていなかった者	3	3	4
	b ①のうち医療サービスのみにつながっていなかった者	1	1	0
	c ①のうち介護サービスのみにつながっていなかった者	2	0	0
	② ①のうち引継ぎ時（支援終了時）に医療・介護サービスの両方またはいずれかにつないだ者の人数	6	3	4
	d ②のうち医療・介護サービスの両方につないだ者	2	1	4
	e ②のうち医療サービスのみにつないだ者	1	1	0
	f ②のうち介護サービスのみにつないだ者	3	1	0
③医療・介護サービスにつながった人の割合 (②／①) %		100%	75%	100%

※介護サービスには介護保険サービス以外の介護に関するサービスを含む

(2) 支援期間

	R5年度	R6年度	R7年度
30日以内	1	0	0
31日～60日	1	0	0
61日～90日	1	0	0
91日以上	4	4	4

【4 会議開催】

	R5年度	R6年度	R7年度
チーム員会議	8	6	7
チーム検討委員会	1	1	1

【5 普及啓発取組状況（令和7年度）】

取組内容	時期	詳細
市内全介護サービス事業所、介護施設等への周知	5月	碧南市サービス機関連絡協議会全体会にて事業の案内
市内医療機関（病院・薬局）への周知	7月	認知症関連事業の案内冊子「認知症安心ガイドブック」を配布
広報掲載	9月	9月号広報にて事業の案内
「世界アルツハイマー月間」市民ホール掲示での周知	9月	ポスター掲示とパンフレット、案内チラシの配布
市民病院看護フェスティバルでの周知	5月・11月	市民病院外来患者などフェスティバル参加者向けに事業を案内
総合相談等窓口での周知	随時	認知症に関する相談時に事業を周知
認知症関連事業での周知	随時	認知症家族のつどいや認知症講演会（9月）等での案内、チラシの配布

令和7年度 碧南市高齢者虐待対応実績

【1 養護者による虐待】

1 相談件数

		R5年度			R6年度			R7年度		
		継続	新規	合計	継続	新規	合計	継続	新規	合計
新川・西端 (社協地域包括)	通報・相談	3	7	10	4	8	12	7	5	12
	虐待と判断	2	5	7	3	7	10	7	4	11
中央・旭 (東部地域包括)	通報・相談	6	3	9	2	5	7	5	9	14
	虐待と判断	6	2	8	2	5	7	5	6	11
棚尾・大浜 (南部地域包括)	通報・相談	5	4	9	6	6	12	7	9	16
	虐待と判断	5	3	8	6	5	11	7	6	13
合 計	通報・相談	14	14	28	12	19	31	19	23	42
	虐待と判断	13	10	23	11	17	28	19	16	35

2 新規事例 通報・相談者の状況

(1) 通報受理者

		R5年度			R6年度			R7年度		
		市	包括	合計	市	包括	合計	市	包括	合計
通報受理者		6	8	14	3	16	19	6	17	23

(2) 通報・相談者（重複有）

	R5年度					R6年度					R7年度				
	新・西	中・旭	棚・大	計		新・西	中・旭	棚・大	計		新・西	中・旭	棚・大	計	
介護支援専門員、介護保険事業所等	3	3	3	9		5	4	6	15		2	3	7	12	
医療機関	0	0	1	1		1	0	0	1		1	0	0	1	
民生委員	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	
保健センター、保健所等	0	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	
警察	1	0	0	1		0	0	0	0		0	3	0	3	
被虐待者本人	1	0	0	1		0	0	0	0		1	1	0	2	
虐待者本人	0	0	0	0		1	0	0	1		1	0	1	2	
家族・親族	1	0	0	1		0	0	0	0		0	1	1	2	
近隣・友人	0	0	0	0		0	1	0	1		0	0	0	0	
市町村職員	1	0	0	1		0	0	0	0		0	1	0	1	
不明（匿名を含む）	1	0	0	1		0	0	0	0		0	0	0	0	
その他	0	0	0	0		1	0	0	1		0	0	0	0	

(3) 事実確認の状況

	R5年度				R6年度				R7年度			
	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計
訪問による事実確認	7	3	4	14	8	5	6	19	4	9	9	22
関係者からの情報収集のみにより事実確認	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
訪問拒否等により事実確認が不可能だった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
立入調査による事実確認（警察同行）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
立入調査が困難であった	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後日事実確認を予定又は対応検討中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事実確認を行わなかった事例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) 事実確認の結果

	R5年度				R6年度				R7年度			
	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した	5	2	3	10	7	5	5	17	4	6	6	16
見守り訪問等で経過観察（虐待と判断しなかったが、その他理由で経過観察中）	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	3	3
事実確認のみで終了（虐待と判断しなかった件数）	0	0	0	0	1	0	0	1	1	3	0	4
その他（虐待か否か判断できず経過観察中）	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

3 「虐待と判断」した方の詳細

(1) 年齢別（受付時）

		R5年度				R6年度				R7年度			
		新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計
64歳以下	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65～69歳	男	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
70～74歳	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	2	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	2
75～79歳	男	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	1	0	1	2	1	1	0	2	0	1	0	1
80～84歳	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	1	2	0	3	2	3	2	7	3	3	3	9
85～89歳	男	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	女	1	0	1	2	1	0	1	2	0	1	2	3
90～94歳	男	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	1	1	1	3	0	0	0	0
95歳以上	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
不明	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 介護度別（受付時）

		R5年度				R6年度				R7年度			
		新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計
認定なし	男	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	1
	女	1	0	0	1	2	1	0	3	1	2	0	3
事業対象者	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要支援1	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	2
要支援2	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1
要介護1	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	1	1	0	2	2	0	3	5	0	0	3	3
要介護2	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	1	1	1	3	1	0	1	2	0	1	2	3
要介護3	男	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	1	0	0	1	1	2	1	4	1	1	0	2
要介護4	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
要介護5	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1

(3) 虐待の種類（重複有）

	R5年度				R6年度				R7年度			
	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計
身体的虐待	5	2	3	10	7	4	4	15	4	6	3	13
介護・世話の放棄・放任	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0
心理的虐待	0	1	0	1	2	1	1	4	0	2	2	4
性的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
経済的虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1

(4) 虐待者の属性/被虐待者との関係 ※（）内は同居

		R5年度				R6年度				R7年度			
		新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計
息子		2(2)	0(0)	1(1)	3(3)	2(2)	3(2)	1(1)	6(5)	0(0)	3(2)	1(1)	4(3)
娘		2(2)	0(0)	0(0)	2(2)	2(2)	0(0)	1(1)	3(3)	1(1)	0(0)	3(3)	4(4)
婿		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
嫁		0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(0)
配偶者	夫	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	2(2)	2(2)	2(2)	6(6)	2(2)	2(2)	1(1)	5(5)
	妻	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
その他	男	1(0)	0(0)	1(1)	2(2)	1(1)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	1(1)	1(1)	2(2)
	女	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

4 「虐待と判断」した方への対応

(1) 分離の有無

	R5年度				R6年度				R7年度			
	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計
被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った	1	0	0	1	3	1	1	5	0	1	0	1
被虐待者と虐待者を分離していない	4	2	3	9	4	4	4	12	4	5	6	15
被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
現在対応について検討・調整中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 分離を行った事例の対応内訳

	R5年度				R6年度				R7年度			
	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計
契約による介護保険サービスの利用	0	0	0	0	1	1	1	3	0	0	0	0
やむを得ない事由等による措置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緊急一時保護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療機関への一時入院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外の住まい・施設等の利用	1	0	0	1	2	0	0	2	0	1	0	1

(3) 分離していない事例の対応（重複有）

	R5年度				R6年度				R7年度			
	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計
養護者に対する助言・指導	3	1	1	5	4	4	4	12	4	4	6	14
養護者自身が介護負担軽減のためサービスを利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
被虐待者が介護保険サービスを新たに利用	0	0	0	0	1	1	0	2	1	1	1	3
被虐待者に対するケアプランが見直された上で被虐待者が介護保険サービスを継続して利用	4	2	3	9	3	2	3	8	2	4	4	10
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
その他	3	2	2	7	3	3	3	9	2	4	4	10
見守りのみ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

5 権利擁護に関する対応

	R5年度				R6年度				R7年度			
	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計
成年後見制度利用開始済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
成年後見制度利用手続き中	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記のうち市町村長申し立ての事例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
日常生活自立支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6 終了者（虐待と判断している方）

(1) 終了理由

		R5年度				R6年度				R7年度			
		新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計
人数		4	6	2	12	3	2	0	5	4	6	2	12
内訳 重複 なし	分離により虐待の解消	0	1	0	1	1	1	0	2	2	3	2	7
	虐待の解消・再燃リスク消失（分離以外）	4	5	2	11	1	1	4	6	2	1	0	3
	被虐待者死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	虐待者死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 虐待対応期間

	R5年度				R6年度				R7年度			
	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計	新・西	中・旭	棚・大	計
6か月以内	3	1	1	5	0	0	1	1	0	1	1	2
6ヶ月以上～1年	0	2	0	2	1	1	0	2	3	2	0	5
1年～2年	1	2	1	4	2	1	3	6	1	2	0	3
2年以上	0	1	0	1	0	0	1	1	0	1	1	2

7 会議

	R5年度				R6年度				R7年度			
	新・西	中	旭棚・大	計	新・西	中	旭棚・大	計	新・西	中	旭棚・大	計
コアメンバー会議	7	3	4	14	9	5	5	19	5	9	10	24
評価会議	6	9	15	30	10	4	10	24	19	3	17	39

【2 養介護施設従事者等による虐待】

1 相談件数

		R5年度			R6年度			R7年度		
		継続	新規	合計	継続	新規	合計	継続	新規	合計
碧南市	通報・相談	0	2	2	0	2	2	0	1	1
	虐待と判断	0	1	1	0	0	0	0	0	0

2 通報・相談者の状況

(1) 相談・通報者（重複有）

	R5年度	R6年度	R7年度
家族・親族	0	0	0
施設・サービス事業所	2	2	1

(2) 対象施設・事業所

	R5年度	R6年度	R7年度
特別養護老人ホーム	0	1	0
老人保健施設	2	0	1
養護老人ホーム	0	0	0
グループホーム	0	1	0

(3) 事実確認の結果

		R5年度	R6年度	R7年度
事実確認を行った事例				
	虐待が認められた	1	0	1
	虐待が認められなかった	1	1	0
	判断に至らなかった	0	1	0
事実確認を行わなかった事例				
	虐待ではなく調査不要と判断した	0	0	0
	調査を予定している又は検討中	0	0	0
	都道府県へ調査を依頼	0	0	0
	その他	0	0	0

3 虐待の事実が認められた方の詳細

(1) 年齢・性別（受付時）

		R5年度	R6年度	R7年度
80～84歳	男	0	0	0
	女	0	0	0
85～89歳	男	0	0	0
	女	0	0	0
90～94歳	男	1	0	0
	女	0	0	0
95歳以上	男	0	0	0
	女	0	0	1

(2) 介護度別（受付時）

		R5年度	R6年度	R7年度
要介護1	男	0	0	0
	女	0	0	0
要介護2	男	0	0	0
	女	0	0	0
要介護3	男	0	0	0
	女	0	0	1
要介護4	男	1	0	0
	女	0	0	0
要介護5	男	0	0	0
	女	0	0	0

(3) 虐待の種類

	R5年度	R6年度	R7年度
身体的虐待	1	0	1
介護・世話の放棄・放任	0	0	0
心理的虐待	1	0	0
性的虐待	0	0	0
経済的虐待	0	0	0

(4) 事例概要（令和7年度）

	被虐待者	施設・事業所	虐待者	状況	結果
				要因	
1	女性・90代 要介護3 (認知症あり)	老人保健施設	介護職員 男性・20代	同施設従事者より、匿名で当市に通報。そのため、事実確認を行うために施設を訪問。室内カメラの映像を確認したところ、夜勤従事者が利用者に対し、掛け布団で叩いたり、顔まで覆ったりしている様子が映っていた。また、ベッドの足元から、車イスに乗っている利用者を投げ捨て、退室。その際に、十分にベッドに乗っていなかったため、寝返りを行った際に落下。そのまま、長時間放置されていた様子も映っていた。施設としても、カメラの映像を直ぐに確認せずに、事故報告書として報告していた。 ・認知症の周辺症状に対する介護職員の技術力不足。 ・施設として、虐待の疑いを加味した状況確認不足。	改善計画書提出 県へ報告 〈内容〉 ・虐待マニュアルの見直し及び周知徹底。 ・職員に対して虐待マニュアルについて周知徹底。 ・認知症高齢者に対する対応の確認と改善 ・高齢者虐待及び認知症対応についての職員研修の実施 ・室内カメラの適切な利用・確認方法の見直し ・風通しのよい職場づくり

【3 普及啓発取組状況（令和7年度）】

取組内容	時期	実施者	詳細
高齢者虐待対応研修会	12月18日	高齢介護課	介護サービス事業所を対象に、外部講師を招いた研修会を実施。テーマは「養護者による高齢者虐待」。
地域包括支援センターの広報掲載	2月	高齢介護課	2月号広報に地域包括支援センターの周知を掲載。高齢者虐待の相談窓口であることを周知
養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に関する実態把握	3月	高齢介護課	市内の全介護サービス事業所、介護施設へ、虐待防止に関する取り組み状況の確認を実施。
ふれあいいきいきサロンでの啓発	1月	地域包括支援センター	高齢者虐待についての周知、チラシの配布を行う。また、相談窓口としての包括の案内を行う。
老人クラブ巡回時での啓発	7月～10月	地域包括支援センター	巡回訪問時に高齢者虐待についての周知、チラシの配布を行う。地域で気になる方がいれば情報提供していただけるように伝える。
公民館まつりでの啓発	1月	地域包括支援センター	高齢者虐待についての周知、チラシの配布を行う。また、相談窓口としての包括の案内を行う。

令和7年度 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に関する実態把握票

高齢介護課地域支援係

目 的	養介護施設等に対して、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に関する実態把握等を行うことで、高齢者虐待に対する意識を高め、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止を目的にすると共に、虐待発生時に養介護施設等と市役所双方がスムーズに対応できるような連携体制を整えていくことを目的とする。
方 法	メールにて依頼を行い、Excelデータによる調査票の提出
基 準 日	令和8年1月1日（研修等についてはR7年度中の予定含）
対象施設	市内の養介護施設、養介護事業所（40法人・88事業所）

☆件数は「はい」を表示 ☆「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を「法」と記載

	種別	養介護施設								養介護事業										備 考
		△特 養 老 人 ホ ー ル	老 人 保 健 施 設	介 護 医 療 院	老 人 福 祉 施 設	サ 高 住	△有 料 老 人 ホ ー ル	セ ン タ ー 包 括 支 援	小 計	グ 能 ル ・ ブ ホ ー ル	短 期 入 所	訪 問 介 護	訪 問 看 護	訪 問 リ ハ ビ リ	福 祉 用 具 貸 与	通 所 サ ー ビ ス	居 宅 介 護 支 援	小 計	合 計	
	調査件数	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	12	6	2	2	27	10	72	88	
1	高齢者虐待防止のための基本指針やマニュアルの作成・活用を行っていますか。	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	12	6	2	2	27	10	72	88	
1-2	マニュアルは職員に周知されていますか	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	12	6	2	2	27	10	72	88	
2	養護者による高齢者虐待が発生したり、発見した際の報告手順は事業所で決まっていますか。	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	12	6	2	2	27	10	72	88	
2-2	報告手順は職員に周知されていますか	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	12	6	2	2	27	10	72	88	
2-3	利用者が怪我等をした際に虐待の疑いも踏まえ検討していますか。	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	12	6	2	2	27	10	72	88	
3	高齢者虐待の通報窓口や通報者の保護について、職員に対して周知を行っていますか。（法第7条、21条）	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	12	6	2	2	27	10	72	88	

☆件数は「はい」を表示 ☆「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を「法」と記載

	種別	養介護施設							養介護事業										合計	備考
		△特 養 老 人 ホ ー ル	老人 保 健 施 設	介 護 医 療 院	老 人 福 祉 施 設	サ 高 住	△有 料 老 人 ホ ー ル	セ ン タ ー 包 括 支 援	小 計	グ 能 ル ・ プ ホ ー ル	短 期 入 所	訪 問 介 護	訪 問 看 護	訪 問 リ ハ ビ リ	福 祉 用 具 貸 与	通 所 サ ー ビ ス	居 宅 介 護 支 援	小 計		
	調査件数	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	12	6	2	2	27	10	72	88	
4	苦情に関する相談窓口等について、入所者・サービス利用者及びその家族に対して周知を行っていますか。（法第20条）	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	12	6	2	2	27	10	72	88	
4-2	苦情に関する相談窓口等について、対応等に関する事業所内での体制整備は行われていますか。（法第20条）	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	12	6	2	2	27	10	72	88	
5	職員のストレスケアに関して何らかの取組みを行っていますか。	3	2	1	2	2	1	3	14	7	6	12	6	2	2	27	9	71	85	
6	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を設置していますか。（法第20条）	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	12	6	2	2	27	10	72	88	
7	職員に対して、高齢者虐待防止のための研修を定期的に実施していますか。（法第20条）	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	12	6	2	2	27	10	72	88	
7-2	職員に対して、高齢者虐待防止のための研修について、年に何回開催していますか。（※平均回数を表記）	2.3	2	1	2	2	1	1.7	1.7	1.9	2	1.5	1.2	2	7	1.4	1.3	2.3	2.0	
8	高齢者虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置していますか。（法第20条）	3	2	1	2	4	1	3	16	7	6	12	6	2	2	27	10	72	88	

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に関する実態把握票（令和5年度から令和7年度）

☆件数は「はい」を表示 ☆「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を「法」と記載

	種別	R5年度			R6年度			R7年度		
		養 介 護 施 設	養 介 護 事 業	計	養 介 護 施 設	養 介 護 事 業	計	養 介 護 施 設	養 介 護 事 業	計
	調査件数	15	72	87	16	71	87	16	72	88
1	高齢者虐待防止のための基本指針やマニュアルの作成・活用を行っていますか。	15	72	87	16	71	87	16	72	88
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
1-2	マニュアルは職員に周知されていますか。	15	72	87	16	71	87	16	72	88
		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
2	養護者による高齢者虐待が発生したり、発見した際の報告手順は事業所で決まっていますか。	15	71	86	16	71	87	16	72	88
		100%	99%	99%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
2-2	報告手順は職員に周知されていますか。	15	71	86	16	71	87	16	72	88
		100%	99%	99%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
2-3	利用者が怪我等をした際に虐待の疑いも踏まえ検討していますか。							16	72	88
								100%	100%	100%
3	高齢者虐待の通報窓口や通報者の保護について、職員に対して周知を行っていますか。（法第7条、21条）	15	71	86	16	71	87	16	72	88
		100%	99%	99%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
4 (旧)	苦情に関する相談窓口等について、入所者・サービス利用者及びその家族に対して周知を行うと共に、対応等に関する事業所内での体制整備は行われていますか。（法第20条）	15	71	86	16	71	87			
		100%	99%	99%	100%	100%	100%			
4	苦情に関する相談窓口等について、入所者・サービス利用者及びその家族に対して周知を行っていますか。（法第20条）							16	72	88
								100%	100%	100%
4-2	苦情に関する相談窓口等について、対応等に関する事業所内での体制整備は行われていますか。（法第20条）							16	72	88
								100%	100%	100%
5	職員のストレスケアに関して何らかの取り組みを行っていますか。	15	70	85	16	70	86	14	71	85
		100%	97%	98%	100%	99%	99%	88%	99%	97%
6	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を設置していますか。（法第20条）	13	66	79	16	71	87	16	72	88
		87%	92%	91%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
7	職員に対して、高齢者虐待防止のための研修を定期的に実施していますか。（法第20条）	14	69	83	16	71	87	16	72	88
		93%	96%	95%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
7-2	職員に対して、高齢者虐待防止のための研修について、年に何回開催していますか。（※平均回数を表記）							1.7	2.3	2
9	高齢者虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を配置していますか。（法第20条）	15	70	85	16	71	87	16	72	88
		100%	97%	98%	100%	100%	100%	100%	100%	100%